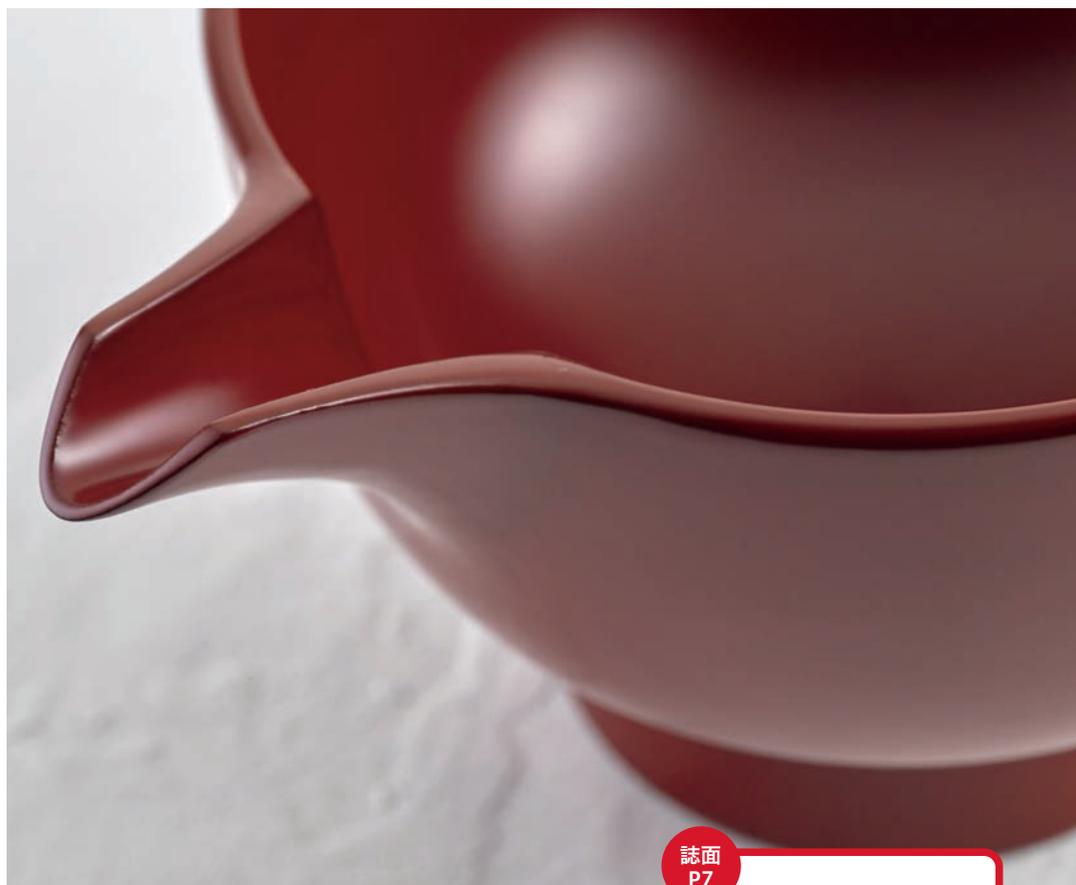


# あんしん Life

経営に役立つ情報とあんしん財団からのお知らせをお届けします。



## 従業員が「イキイキ」と働ける生産性の高い職場へ プレゼンテーションイイズム対策



日本遺産 伝統の技法で作られる浄法寺塗。柔らかなつや感が特長  
(岩手県二戸市)

連載

各界のスペシャリストに学ぶ経営のヒント

「発明が経営の未来を切りひらく」

東京農業大学名誉教授

小泉武夫さん

日本遺産を巡る

“奥南部”漆物語

～安比川流域に受け継がれる伝統技術～

創業者列伝

株式会社近江兄弟社 W・M・ヴォーリズ

「社会や人のための奉仕者たれ」

誌面  
P7

JAPAN HERITAGE  
日本遺産  
巡る

「“奥南部”漆物語」の  
関連動画がご覧いただけます



※動画は予告なく終了する  
場合があります



「経営」を守る・支える

あんしん財団

広報誌

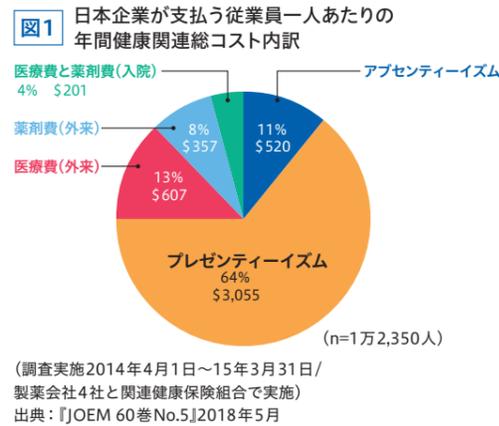
# プレゼンティーズム対策

従業員が「イキイキ」と働ける生産性の高い職場へ

毎日出勤はしているものの、何だか体調が優れなさそうな従業員を見かけることはありませんか。近年、従業員の健康と企業の労働生産性の関係が明らかになってきました。今回は、これまで多くの企業の職場環境改善に関わってきた産業医科大学教授で産業医の森晃爾氏に、その概要と対策について伺いました。

## プレゼンティーズムが企業の損失に大きな影響

働く人の生産性を測る指標の一つに「プレゼンティーズム」「アブセンティーズム」があります。「プレゼンティーズム」とは、何らかの疾患や症状を抱えながら出勤し体調不良があるまま働いている状態、「アブセンティーズム」は病欠、病気休業を指します。体調がよい時に比べると、**プレゼンティーズムのような不調時の作業効率は10～30%減少する**といわれています。また、「日本企業が支払う従業員一人あたりの年間健康関連総コスト」<sup>\*1</sup>で**最も多いのが**



## 高ストレス者の年間の労働生産性損失は約180万円

精神的トラブルがプレゼンティーズムを引き起こす最大の要因であることに着目しながら、企業の生産性についても見てみましょう。ある研究によると、高ストレス者の一人あたりの年間労働生産性損失額は180万7,748円にのぼり、高ストレスではない従業員との差は、133万5,267円という結果が出ています<sup>\*3</sup>。この結果から、「ストレス」やそれを生み出す「職場風土」が労働生産性を低下させる大きな要因であることは明らかです。また、**図3**のとおり、職場における精神的健康は「仕事の性質」との相関が強いといえ、それを高めるためには組織と上司、両面からのサポートが必須です。「従業員一人ひとりへの支援を増やし、安心して仕事ができる環境をつくるのが**プレゼンティーズム減少への第一歩**です」(森氏)。

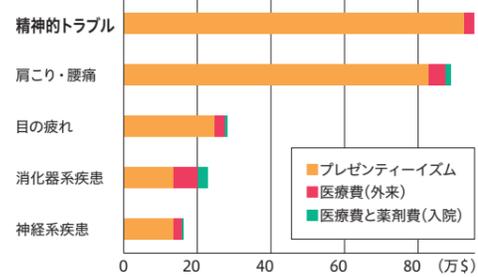
<sup>\*3</sup> 出典: 『Journal of Occupational Health』2022年6月

「**プレゼンティーズム**」です(図1)。「企業は従業員一人に対し、年間3,055ドル(約34万円<sup>\*2</sup>)の**プレゼンティーズムコスト(支出)**を抱えているといえます。**中小企業にとっては大きな損失といえるでしょうから、プレゼンティーズムを減少させることが重要です**」(森氏)。

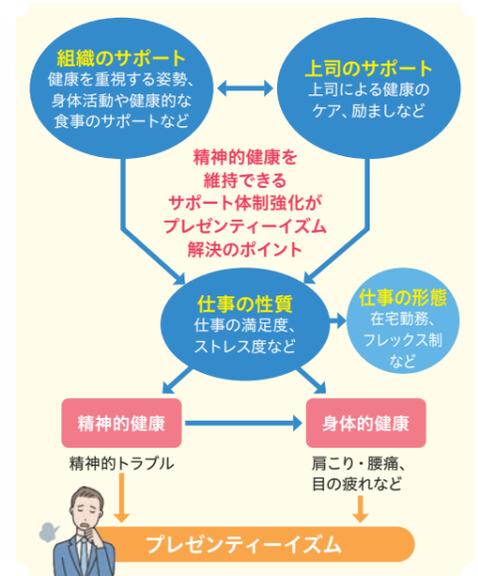
では、プレゼンティーズムを引き起こす要因は何でしょうか。同じ調査では、「従業員1,000人あたりの年間健康関連総コストの要因」で最も多いのが「**精神的トラブル**」となっており、「**肩こり・腰痛**」「**目の疲れ**」と続きます(図2)。

<sup>\*1</sup> 医療費や薬剤費のほか、従業員が通常通り仕事をこなしたら発生しないであろう労働生産性にまつわる損失  
<sup>\*2</sup> 2014年度調査当時1ドル=110円で計算

**図2** 従業員1,000人あたりの年間健康関連総コストの要因トップ5 (n=1万2,350人)



**図3** プレゼンティーズム発生の相互関係



次のページでは、**精神的ストレスの少ない健康的な職場づくりのヒント**をご紹介します。

従業員が「イキイキ」と働ける

# 健康的な職場づくりへのヒント

## 1 従業員の健康に関心を持つ

健康的な職場づくりには、経営者が従業員一人ひとりの健康に関心を寄せることが大切です。まずは経営者自らが健康に気を配り、栄養バランスのよい食事や運動などを実践しましょう。また、健康診断で再検査になった際は率先して受診したり、従業員にも推奨したりするなど、自分から周りへ徐々に健康的な職場づくりの輪を広げていきましょう。



## 2 経営者の思いを共有する

健康的な職場づくりの輪を広げるためには、経営者と従業員のコミュニケーションも大切です。直接対話する機会を増やし、その思いを共有しましょう。経営者の「従業員はみな、健康でイキイキしてほしい」という誠実な思いが理解されると、従業員にも「大切にされている実感」が芽生え、自然と経営者と同じ思いを持つ従業員も増えてきます。その思いを着実に浸透させることができるのが中小企業の強さでもあります。



## 3 行動に移す

経営者の思いが社内で共有され始めたら、話題づくりのためにも健康に関する社内イベントを実施してみましょう。イベントを通じて健康の話題が職場で頻繁にできるようになったら、健康的な職場の土台づくりができつつあるといえます。仕事に関係のないイベントは一見、経営上のムダに感じるかもしれませんが、従業員の健康への投資ともなるのです。

### 例えばこんなイベント



産直の新鮮な野菜を仕入れ、従業員に配ることで従業員の健康への意識を高め、健康に関する話題を増やす。



全員が参加して楽しめるようなスポーツイベントを実施して、従業員の体力増進や結束力の向上を図る。

森氏より

## プレゼンティーズム対策で生産性向上も

プレゼンティーズム対策は、従業員が健康的にイキイキと働くための土台づくりです。従業員の「会社から大切にされている」「周囲からサポートを受けている」という実感は、心理的安全性を高め、働きやすさや働きがいを高めます。また、「働きやすいので、この会社で長く働きたい」と思う従業員が増えると退職者が減少し、その評判が広がり、求職者が増えるという好循環につながるでしょう。これらにはじゅくりと社員の健康と向き合い、自社にあった方法で取り組むことが大切です。**その積み重ねが、企業の生産性向上や成長にもつながっていきます。プレゼンティーズム対策を入り口として、従業員が健康的にイキイキと働ける職場づくりに取り組みませんか。**

## 会社の成長



監修 もり こうじ 森晃爾氏



産業医科大学 産業生態科学研究所 教授、産業医。医学・保健の側面から会社経営についての研究や企業へのコンサルテーションをするだけでなく、産業医として経営者・従業員からの相談に乗るなど広い分野で活動。日本におけるプレゼンティーズムの第一人者。あんしん財団ホームページの連載記事「中小企業のための健康経営ゼミナール」「メンタルヘルス・健康経営相談室」の執筆者としてもおなじみ。

あんしん財団  
ウェルボックス  
WELBOX  
会員限定

# 映画チケット ワンコイン キャンペーン



通常特典1,300円～1,400円のところ、  
キャンペーン価格500円で購入いただけます。

- 販売期間 2022年12月1日(午前10時)～12月26日
- 販売枚数 1,000枚(お一人様2枚まで)

※購入は先着順、なくなり次第終了いたします。  
※詳細は「あんしん財団WELBOX」会員専用ホームページをご確認ください。



## 対象となる映画館とチケットの受け渡し方法

- イオンシネマ
- 109シネマズ&ムービル共通

電子  
チケット



- ユナイテッド・シネマ/  
シネプレックス共通

チケット  
配送



## お申込み方法

お申込みには「あんしん財団WELBOX」の利用登録が必要です。  
登録方法は36～37ページをご覧ください。

まずは「あんしん財団WELBOX」のページへアクセスしログイン。

あんしん財団WELBOX 検索



**STEP 1** メニュー確認  
会員専用ホームページのトップページで「映画チケットワンコインキャンペーン」バナーをクリック。

**STEP 2** 申込み・入金  
確定前に掲載内容を確認し、申込みのうえ入金。  
※配信または配送までの時間およびチケットの有効期間を必ずご確認ください。

**STEP 3** チケット受取  
**電子チケットの場合**  
会員専用ホームページにログイン後、「申込確認/変更/キャンセル」に表示されます。  
**チケット配送の場合**  
ご入金確認後、1週間程度でチケットが指定住所に発送されます。



※画面はイメージです。

### 【注意事項】

※「映画チケットワンコインキャンペーン」は先着順、なくなり次第終了となります。購入はお一人様2枚までとなります。※キャンペーン対象映画館合計で1,000枚になります。※電子チケットは、紙チケットの発送はございません。※コンビニ発券はキャンペーン対象外です。※デジタル3Dシネマ等を鑑賞される場合は、別途追加料金が発生いたしますので、必ずキャンペーンメニュー詳細をご確認ください。※ほかにも注意事項等がございます。必ず「あんしん財団WELBOX」会員専用ホームページでキャンペーン詳細をご確認ください。

# あんしん財団 WELBOX

ウェルボックス

## サービスの ご案内

### 「あんしん財団WELBOX」とは

さまざまな施設やサービスを会員料金や特典付きで利用できる福利厚生サービスです。メニュー数は約**46,000**点。あんしん財団の会員(被保険者)の方なら、WEBで会員登録後、すぐにご利用いただけます。

[メニュー一例]



「あんしん財団WELBOX」登録方法は本誌36～37ページをご確認ください

※画像・イラストはイメージです。※メニュー数は2022年3月時点の情報です。メニュー内容、メニュー数等は予告なく変更する場合がございます。

ご活用  
ください

## 社内周知のためのツールをご用意しています

### ① サービスガイド

登録までの詳しい操作方法がわかるガイドです。下記のページへアクセス後、ダウンロードして、社内でも共有したり、印刷してお使いください。



※郵送も可能です。詳しくは、本誌37ページをご覧ください。

### ② サンプル版サイト

「あんしん財団WELBOX」の利用登録をする前に、操作やメニュー例がご覧いただけるサイトです。下記のページよりご覧いただけます。



※画面はイメージです。実際とは異なる場合があります。

### 【あんしん財団WELBOX サンプル版注意事項】

※「あんしん財団WELBOX」のサービス概要をご覧いただくためのデモサイトです。実際の提供サービスとは異なりますので、あらかじめご了承ください。※デモサイトのため、各メニューのご利用はできません。メニューのお申込みやWELBOXセンターへのお問合せはされないようご注意ください。

## 会員限定情報ページの閲覧方法

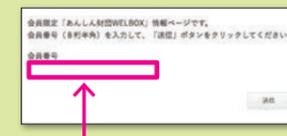
**STEP 1** パソコンまたはスマートフォン等で、「あんしん財団WELBOX」へアクセスし、メニューの「会員限定情報」をクリック。

あんしん財団WELBOX 検索



クリック

**STEP 2** あんしん財団会員番号を入力し、「会員限定情報」ページを開く。



あんしん財団会員番号(数字8桁)を入力

https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/anshinzaidan-welbox/

CONTENTS

2 FOCUS

従業員が「イキイキ」と働ける生産性の高い職場へ  
**プレゼンティーイズム対策**

4 あんしん財団WELBOX会員限定 映画チケットワンコインキャンペーン

7 日本遺産を巡る

第19回 “奥南部”漆物語  
～安比川流域に受け継がれる伝統技術～



10 SDGs×中小企業

第8回 中小企業におけるガバナンス[基本編 ④]

12 各界のスペシャリストに学ぶ経営のヒント

Vol.18 「発明が経営の未来を切りひらく」  
東京農業大学名誉教授 小泉武夫さん



16 創業者列伝

第5回 株式会社近江兄弟社 W・M・ヴォーリス  
「社会や人のための奉仕者たれ」

財団からのお知らせ

- 保険加入・変更・会費
- ケガの補償
- 補助金
- 使用者賠償責任保険
- あんしん財団WELBOX

- 17 あんしん財団のホームページをご活用ください
- 18 ● 契約内容セルフチェックシートで更新後の契約内容をご確認ください
- 19 ● 満80歳で契約更新日を迎える方には「継続申込書」のご提出をお願いしています
- 20 ● 契約内容(登録内容)に変更はありませんか?
- 21 ● ご希望の方へ会費領収書を発行いたします
- 21 ● 会費の経理処理について
- 22 ● ケガの補償(事業総合傷害保険)
- 24 ● 保険金の請求方法
- 26 ● 「ケガの補償 ご利用の声」のご紹介
- 27 ● 職場の環境改善のための補助金制度 年度末申請の締切りについて
- 28 ● 職場の環境改善のための補助金制度 申請手続きについて
- 30 ● 職場の環境改善のための補助金制度 申請書のダウンロード方法
- 31 ● 健康管理のための補助金制度 定期健康診断補助金制度終了のお知らせ
- 31 ● 2024年4月スタート!! 健康管理に関する新しい福利厚生サービスの提供開始について
- 32 ● 健康管理のための補助金制度 申請手続きについて
- 33 ● 健康管理のための補助金制度 ホームページからの申請書の請求方法
- 34 ● 使用者賠償責任保険制度2023年4月1日改定のご案内
- 36 ● あんしん財団WELBOX 登録方法
- 38 厚生労働省からのお知らせ①「業務改善助成金」のご案内
- 39 厚生労働省からのお知らせ②「地域別最低賃金額が改定されました」  
編集後記/次号予告

広報誌を動画と音声で  
お楽しみください

「日本遺産を巡る」  
「各界のスペシャリストに学ぶ  
経営のヒント」の誌面の中にある  
下記のマークの二次元コードを  
スマートフォン等で  
読み込んでください



記事に関する動画を  
ご覧いただけます



記事はAIが読み上げます



※ご利用のスマートフォンやタブレットの機  
種によっては二次元コードを読み取るア  
プリをダウンロードする必要があります。  
※ご利用のスマートフォンやタブレットの機  
種、設定環境によってはご利用いただけ  
ない場合があります。  
※動画・音声は予告なく終了する場合があ  
ります。



広報誌  
「あんしんLife」は  
WEBでもご覧  
いただけます。

閲覧方法は17ページ  
をご覧ください。

[内容に関するお断りとお知らせ]  
本誌に記載されている企業・店舗・施設の住所・  
連絡先・料金・営業時間などは、予告なく変更さ  
れる場合があります。また、情報は細心の注意を  
払って掲載していますが、その記事および内容の  
正確性を保証するものではありません。どのよう  
な場合・理由によらず、本誌の情報を利用したた  
めに被った損害に対しては、当法人は一切の  
責任を負いません。料金(価格)、所要時間なども  
目安としてご覧いただきますようお願い申し上げ  
ます。また、本誌に掲載されている記事、写真、イ  
ラストなどは著作権法で認められた私的な使用  
や引用を除いて、ほかの印刷物や電子的なメデ  
ィアに複製、転載することはできません。本文中  
の商標および製品・サービス名称は各社の商標  
または登録商標です。本文中では、TM、®マーク  
などは明記していません。

第19回

“奥南部”漆物語  
～安比川流域に受け継がれる伝統技術～

所在自治体 岩手県(二戸市、八幡平市)  
構成文化財数 42



日本各地の有形無形の文化財をその地域の歴史的ストーリーとともに紹介する「日本遺産」。今回は民俗学者、柳田國男が“奥南部”と称した岩手県北部・安比川流域の漆産業をご紹介します。隆盛と衰退を経ながらも漆の伝統的な産地としてその文化を守り、次世代につなげていく取り組みについてお伝えします。



技術を守り  
新たな視点で  
日本の漆産業を次世代へ

1 経済産業大臣指定伝統的工芸品「浄法寺塗」

漆を塗る過程では、仕上げまで塗りと削りを7～8回繰り返す。浄法寺塗は「塗師の作業は7割まで。あとは使い手が完成させる」とされ、仕上げの研磨はせず、使い込むことで艶を出す。



国産の漆の約75%を産出する岩手県

日本が世界に誇る文化として定着している漆器。その産地は、福島県(会津塗)、石川県(輪島塗・山中塗)、和歌山県(紀州漆器)など1府16県にわたります。しかし、漆器に欠かせない漆そのものはほとんどを中国産に依存しており、国産自給率はわずか約3%で、産地も1府9県のみに限られています。その中でも国産の漆の約75%が岩手県で産出されており、その大半を二戸地域浄法寺町で採取される「浄法寺漆」が占めています。上品な艶はもちろん、透明度、硬化時間、粘度ともに優

れ、さらに耐久性も高い浄法寺塗は、漆芸家や塗師、文化財修復職人などから高く評価されています。

また、この地域では「浄法寺塗」という漆器製作も盛んで、その歴史は奈良時代にまでさかのぼります。この地に天台寺を開山する際に派遣された僧侶たちが、日々の食事に使う器を作るために漆工技術を持ち込んだことがその始まりとされ、質素儉約な寺の生活からもたらされたシンプルさと実用性は、現代の浄法寺塗にも受け継がれています。

# 時代の需要に応えながら 新しい可能性を拓く漆の一大産地

## 地域で完結、ワンストップで発展

漆器は、ウルシの木の表皮から樹液(漆)を採取し、器となる木地にこの漆を塗り重ねて仕上げます。奥南部が漆と漆器、その両方の産地として栄えた理由の一つとして、この地域の漆産業が岩手県八幡平市と二戸市を流れる安比川で密接につながり、原材料から製品までを一貫して生産できる、いわばワンストップ型の生産システムが形成されていたことが挙げられます。川の上流域には奥羽山系の豊富な森林資源から原木を伐採して、器の原型である木地を作る木地師、下流域には漆を採取する漆掻き職人、中流域には上流の木地と下流から仕入れた漆で漆器を作る塗師の集落が分布していたのです。

## 時代を超えて動き出した地域の宝

この地域の漆産業は、江戸時代に入ると盛岡藩の重要な産業として財政を支えるまでになりました。明治時代には、それまで漆の採取方法の主流だった「養生掻き」から、一度に大量の漆を採取できる「殺し掻き」に移行したことで一気に生産量が増加し、一大産地となります。しかし太平洋戦争が始まると、全国の漆は爆弾などの塗料として国に納めることが義務付けられます。そして戦後になると、希少な国産漆は高値で売買され盛況の時代が訪れますが、プラスチック製品や低価格の輸入漆の増加などに伴い、漆器生産は衰退の一途をたどります。

そんな中、奥南部では、衰退してしまった漆文化を復活させようと、町が「日本うるし掻き技術保存会」を立ち上げ、全国から職人や研修生を受け入れるなどして後継者の育成に力を注ぎ始めます。そして近年、このような漆文化の保護に向け国も動き出し、国宝や重要文化財を修繕する際には原則として国産漆の使用が義務付けられたほか、漆掻き技術を含む「伝統建築工匠の技 木造建造物を受け継ぐための伝統技術」がユネスコの無形文化遺産に登録されました。地域の宝である漆文化を次世代につなぐための物語はこれからも続いていきます。

## 安比川流域で培われてきた漆器作り

### 器の原型となる木地を作る 木地師

木地作りはトチやブナなどの立木の伐採から始まる。伐採した木は輪切りし、椀などの出来上がりに近い大きさに小割りして口クロで大まかに形を作る。そして収縮や割れを防ぐために数カ月間寝かせ、乾燥させた後、整形して仕上げる。かつては上流域で盛んに行われていた。



### 2 天台寺(本堂・仁王門)

この地域の漆器作りの起源とされる奈良時代創建の古刹。僧侶が製作・使用した日用什器が庶民に広まったと伝えられている。



### 4 安比川

八幡平に源流をもち、漆産業が盛んな奥南部の中央を流れ二戸市で馬淵川に合流し、八戸市を経て太平洋に注ぐ。安比川の流域では漆産業の分業による協業体制が形成され、生産された漆や漆器はかつて川沿いの流域に広く流通した。

## 時代とともに変化する漆産業の需要と歴史

古代～中世 (710年ごろ～)	藩政時代 (1603年ごろ～)	明治時代 (1868年ごろ～)
<p>地元の人が御山と呼ぶ、天台寺の僧侶たちの「御山御器」からこの地域の浄法寺塗が始まったとされる。</p> <p><b>7 三ツ椀</b> 飯椀、汁椀、皿からなる簡素な御山御器。</p>	<p>漆器が盛岡藩の重要な産業に。質素な漆器とは異なる金箔の蒔絵が施された「南部箔椀」などが献上品として作られた。</p> <p><b>8 浄法寺の漆掻きと浄法寺塗の用具及び製品</b> 金箔が華やかな「南部箔椀」</p>	<p>木を弱らせず漆を採取する「養生掻き」から、1年で漆を採り尽くす「殺し掻き」へ。生産量が増加。</p>

取材協力・写真・動画提供/いわて漆物語はじまりの森、日本遺産奥南部漆物語推進協議会、二戸市、浄法寺歴史民俗資料館

## 上流域

### 3 安比高原ブナの二次林

安比高原のブナは漆器の木地に使われるなどして昭和初期に皆伐されたが、現在は見事な林に再生している。

### 木地に漆を塗る 塗師

現在の浄法寺塗は、最初に木地に、精製前の生漆をたっぷり染み込ませて木固めを行う。その後、塗りと研磨を7、8回繰り返して下地を作り、最後に精製して顔料を混ぜた最高品質の色漆を上塗りして仕上げる。



## 中流域

## 下流域

### ウルシ木から漆を採取する 漆掻き職人

漆はウルシ木の根元から20cmほどの高さに目印の傷をつけ、これを基準に上方へ約30cm～40cmごとに同じようにする。傷からにじみ出た樹液(漆)をへらで掻き取るようにして採取。1本の木から採れる量はわずか200ccほど。現在は漆を採り尽くした木は伐採する「殺し掻き」が主流。

### 5 漆の森

二戸市が所有するウルシ木の植栽地。文化財修理に使う漆の供給林で、技術を学ぶ研修林でもある。

## もう一つのストーリー 「金継ぎ」にも漆は必需品

陶器などの割れや欠け、ひびなどを修復する「金継ぎ」において、実際に接着剤の役割を果たしているのが漆です。その歴史は、安土桃山時代に茶の湯文化の中で、漆で茶器を修理する技術が芸術様式まで昇華されたものだといわれています。しかし縄文時代の土器にも、金継ぎと似た技術で修復された形跡が残るものがあり、日本人が古くから漆の特性を理解して暮らしに取り入れていたことがうかがえます。最近では趣味としても人気



日光東照宮の陽明門などの修理には浄法寺塗が100%使用されている。



動画を見る

※動画は予告なく終了する場合があります。

日光東照宮陽明門の修復にて浄法寺塗を用いる様子がご覧いただけます。

### 戦中・戦後 ▶ 現代

太平洋戦争では漆は爆弾や砲弾などの塗料として重要視され、すべてが国の統制品に。戦後は希少な国産品として高値で売買される。

現代は、日光東照宮(栃木県)をはじめ、日本を代表する国宝建造物の修理・修復や、企業とのコラボレーションなど新たな需要を開拓。

### 日本遺産「奥南部」漆物語～安比川流域に受け継がれる伝統技術～」を構成する文化財一覧

- 浄法寺の漆掻きと浄法寺塗の用具及び製品 **8**
- 日本産漆生産・精製技術 **6**
- 漆の森 **5**
- 天台寺(本堂・仁王門) **2**
- 天台寺・舞楽面
- 天台寺・漆絵立花図
- 天台寺・観音籤及び筒
- 天台寺・二尺半長胴太鼓
- 二戸地方の漆器関係資料
- 漆塗石刀(上杉沢遺跡)
- 稲庭岳
- 小田島昭夫コレクション
- 大村コレクション
- 佐藤節良家漆関係資料
- 菓子盆コレクション
- 映画「うるし日記」
- 安比川上流域の木地師関係資料
- 赤坂田・関家文書
- 木地師元祖略御縁起
- 佐比内 山の神像
- 鉢(漆貯蔵)(赤坂田I遺跡)
- 安比高原ブナの二次林 **3**
- 小山田家塗室
- 齋藤家文書・乍恐御請申上候事
- 齋藤家文書・三ツ椀受取証文
- 漆器図案帳
- 潤塗吸椀
- 青地漆器
- 本膳 四ツ椀 つぼ椀 平椀 吸椀
- 屋号入り漆器
- 絵皿
- 雛形
- 柿渋溜め樽
- 木地
- フロ
- 安比川 **4**
- 市日
- 漆にまつわる地名
- 三ツ椀 **7**
- 経済産業大臣指定伝統的工芸品「浄法寺塗」 **1**
- 郷土料理
- どぶろく

※2022年10月19日時点の構成文化財。  
※番号が付いている文化財は、本誌に写真付きの説明があります。 ※番号が付いていないすべての文化財は、右上の二次元コードよりご覧いただけます。

日本遺産とは  
WHAT'S JAPAN HERITAGE?

日本各地に存在する有形無形の文化財を、その地域の歴史的ストーリーとともに認知を広めるべく、2015年より文化庁が開始させた認定制度。地域住民のアイデンティティの再確認や地域のブランド化、ひいては地方創生への貢献も期待されています。  
<https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/>

# 中小企業におけるガバナンス

この連載企画では中小企業がSDGsに取り組むヒントを「ESG問題」の解決という視点から解説してきました。今回からは2号にわたり、ESG問題の最後の項目である「G=ガバナンス(組織統治)」を取り上げます。中小企業にとってガバナンスがなぜ重要なのか、またその実践におけるポイントなどについて、中小企業のSDGsに詳しい泉貴嗣氏とともに考えてみましょう。



監修  
泉 貴嗣氏

小樽商科大学大学院商学研究科准教授。中小企業のサステナビリティ経営の支援、自治体の中小企業政策のコンサルティング、東証一部上場企業の社外・常勤監査役などを経て現職。ほかにNPOを支援する公益財団法人の理事を務める。著書に「やるべきことがすぐわかる! SDGs実践入門 ~中小企業経営者&担当者が知っておくべき85の原則」(技術評論社)など。

## ガバナンスは企業のビジネスの起点

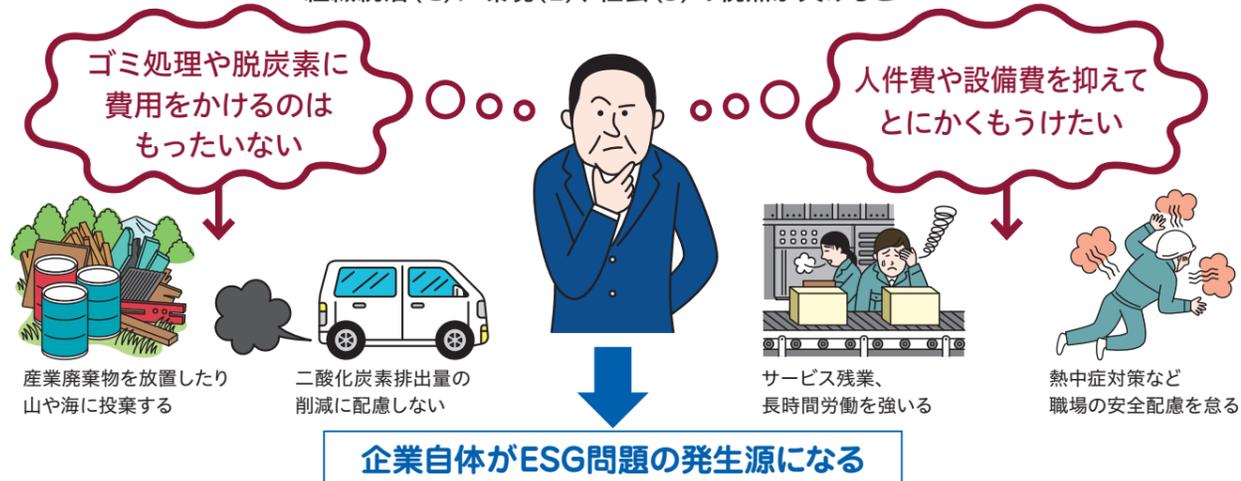
ガバナンス(組織統治)とは、健全な企業経営を行うための企業自身による管理体制のことをいいます。「企業経営においてコンプライアンス(法令順守)は最低限の責任ですが、コンプライアンスが順守するのは法令だけではなく、社会の常識や良識、企業理念や規範、社会的責任まで考慮することも含まれます。そして企業とそこで働く人が規律ある行動をするのがガバナンスです」(泉氏)。最近では中小企業にもガバナンス強化の取組みが求められるようになってきました。その背景を理解するうえで、まずESG問題が生じるメカニズムを説明しましょう。これまでのビジネスは多くの資源を使い、大量生産、大量消費、大量廃棄を基本としてきました。その結果、環境汚染や資源の枯渇、気候変動による自然災害の多発などの環境問題(E)が深刻化しています。また、経済成長が豊かな生活をもたらした一方で、経済格差や人権侵害などの社会問題(S)も深刻になっています。「これらの問題は、企業のガバナンスが原因で発生したもの。その意味でESGのGは、企業のビジネスのあり方の起点といえます」(泉氏)。

## 自社がESG問題の発生源になるリスク

中小企業がガバナンスに無関心であると、どのようなことが起こるでしょうか。例えば、経営者が利益ばかりを追求し「ゴミ処理費用がもったいない」と考えゴミを放置したり不法投棄したりすれば、その行為が環境問題につながります。また、もうけを優先するあまり従業員の長時間労働や危険な職場環境が常態化していれば、社会的に問題となるだけでなく、生産性低下や大きな事故にもつながりかねません。つまり自社のビジネスの考え方、企業活動のあり方次第で、自社がESG問題の発生源となってしまうのです。こうした問題が明るみに出て、企業が法的・社会的制裁を受けたケースは決して少なくありません。特に地域社会で事業を行う中小企業は地域社会からの支持・信頼を失うことになり、事業の継続も難しくなるでしょう。また、大企業がサプライチェーンでESG問題が生じていないか配慮するようになる中、ガバナンスの効いていない企業が取引先として排除されることもあり得ます。もちろん、こうした企業がSDGsから遠ざかることはいうまでもありません。

## ESG問題はG(組織統治)が起点

組織統治(G)に環境(E)、社会(S)の視点が欠けると...



## 「制度」と「人」の両面からガバナンスを強化する

では、自社のガバナンスを見直し、あるいは強化していくために、どうすればいいか考えていきましょう。先に説明したとおり、ガバナンスとは「管理体制」ですから、制度や仕組みがない場合は、**制度・仕組みをつくることから着手**しましょう。「中小企業は労務管理に関する規則がないケースも多い。例えば規則、ルールを定め、就業規則などにきちんと明文化することから」と泉氏。そして、規則、ルールを定める際には「従業員や取引先・地域社会が**「自社に何を求めているか」**という視点を取り入れることも大切」と、泉氏は助言します。一方で、規則、ルールは「つくるだけ」では意味がありません。それを「**守ろうと努力できる能力(ガバナビリティ)**」を養うことも大切です。全従業員がその能力を養い、育てるためには経営者が率先して規則、ルールを守

る姿勢を示しながら、「なぜ自社がこの規則、ルールを定めたのか」という経営者の思いを、従業員に丁寧に、何度でも伝えることが大切です。「中小企業は人と人との距離が近く、ガバナンスを浸透させるうえでアドバンテージになる。経営者自ら従業員の中に飛び込んでいくような意気込みで取り組んでほしい」(泉氏)。ここで注意したいのは、ガバナンスを強化するからといって壮大な理想や実情に合わない目標を掲げてしまうこと。それに縛られて身動きがとれなくなり、かえって企業成長の妨げになりかねません。「守りたい、大切にしたい価値は企業ごとに異なるもので、したがってガバナンスの具体的な内容や方法も企業ごとに異なります。自社の有形無形の経営資源、なぜ自分たちはこの事業をしているのかといったパーパス\*に基づいて、**自社らしい、身の丈に合ったガバナンス**を考えていきましょう」(泉氏)。※下のキーワード「パーパス」参照

## ガバナンスを高めるためのヒント

### ①ルール・規則をつくり明文化する

#### A社の例

30年以上も改定されないままだった就業規則を社会保険労務士などのアドバイスを得ながら内容を刷新。従業員がいつでも見られるよう社内ネットワークに掲示した。

### ②従業員・外部の視点を取り入れる

#### B社の例

事業承継を機に全従業員が参加する経営理念策定会議を招集。全従業員で意見を出し合いながら経営理念を決定。

#### C社の例

ガバナンスの体制確立にあたって親しい顧客にアンケートを実施し、その視点を盛り込んだチェックリストを作成。規則やルールが守られているかを定期的にチェック。

### ③自社のガバナンスを浸透させる

#### D社の例

社屋移転を機に社長室を撤廃。社長が従業員と同じフロアで仕事することで、従業員全員が公平な立場で意見が言える環境に。

#### E社の例

ガバナンスを話題にする際、社長から話すと押し付けるような一方向の会話になりがち。「あなたはどうか考えるか?」と問いかける話法を心がける。



## KEYWORD キーワード 「パーパス」

パーパス (purpose) は英語で「目的・意思」の意味ですが、ビジネスにおいては「存在意義」を表します。「自社はなぜ存在するのか」「なぜこの事業を行うのか」「自分は何のために働いているのか」など、「Why(なぜ)」を問うものです。またパーパスは、企業が社会に提供している「本質的価値」を

示すもので、従業員はもとより、取引先や地域社会など多彩なステークホルダーに説明するために必要な考え方でもあります。SDGsの実践は、各社それぞれのパーパスに根ざし、経営資源を生かしたものであるべきで、パーパスとはそれぞれの企業の「らしさ」を表すものといえます。

今回は、ガバナンスの視点から、SDGsの推進を偽装する「SDGsウォッシュ(ウォッシュ=washing:塗りつぶす)」の問題について取り上げます。\*内容は変更になることがあります

# 経営のヒント

各界のスペシャリストに学ぶ

撮影・赤城耕一

Vol.18  
発明が  
経営の未来を  
切りひらく

発酵とは、微生物（乳酸菌、こうじ菌、酵母など）の働きによって食物が美味しく、風味豊かに変化することです。長年にわたり発酵について研究し、食物や微生物に関連する特許も多数取得する小泉武夫氏に発酵の奥深さや発明の楽しさについてお聞きしました。



interview with

東京農業大学名誉教授

小泉武夫さん

Vol.18

## 発明が 経営の未来を 切りひらく



### 福島で代々続いた造り酒屋で育ち 子どもの頃から発酵が 身近な存在だった

私の実家は福島で代々続いてきた造り酒屋だったんです。毎年、冬になると、新潟からは越後杜氏、岩手からは南部杜氏というように、各地から20人くらいの杜氏さんが集まって酒づくりをしていました。日本酒はお米を低温でじっくりと時間をかけて発酵させてつくります。冬の終わり、酒づくりが終わると彼らは来年のための味噌を仕込んで帰っていきます。そういう環境で育ったので、子どもの頃から自然と発酵について好奇心を持つようになったのでしょう。子ども時代はいたずら好きのガキ大将で、食べることが大好き。人が料理をするのを見ているのも好きでした。小学生の時に母を病気で亡くしたのですが、少しでも気を紛らわせようと祖母や姉、料理上手な番頭さんや女中さんたちが料理を教えてくれて、一生懸命料理を覚えめました。食いしん坊だけあって、料理の腕前はめきめきと上達。いつも「次は何を食べようか」ということばかり考えていたので、これが後に食に関連する発明をたくさんするようになった原点でしょうね。

酒づくりの工程はとても複雑です。なかでも重要なのが、蒸し米にこうじ菌を植えつける「こうじづくり」です。こうじがうまくできなければ、その後の発酵もうまくいきません。私は納豆が大好きなのですが、納豆を家に持ち込むことは絶対に禁じられていました。それは納豆菌によってこうじ菌の活動が悪くなるという理由からでした。それだけ酒づくりでは細かい変化にも気を配っていたということですよ。

日本には長い発酵の歴史がありますが、こうじを使った日本の発酵技術は世界的に見ても独特です。例えば古代の法律「大宝律令」には醤油の起源となった「醬」という発酵調味料について書かれ、平安時代の法律「延喜式」にも京都の町で醬が売られていたことが書かれています。また奈良の春日大社には日本最古の酒殿(酒を醸造するための建物。重要文化財)があり、そこではいまも春日祭にお供えする神酒がつくられています。日本にはこうじ菌を使った発酵食品だけでなく、他にもかつお節や納豆、漬物、鮎寿司のような地域の伝統食をはじめとして、さまざまな発酵菌による発酵食品も存在します。これらの発酵技術は日本で独自に発展したものです。世界にはチーズやワインなどの発酵食品がありますが、日本ほど発酵食品の種類が多いところはありません。

### 日本の気候に合った 優秀なこうじ菌が生息していたことと 塩や食材に恵まれたことで発酵技術が発展

私はさまざまな発酵の実験をしてきましたが、発酵がうまくいった時には、驚くほどの甘みや旨みが生まれます。いま世界的に和食がブームですが、和食の美味しさの核は、発酵の力によって生み出された旨みだといえるでしょう。

ではなぜ、日本で発酵技術が発展したのか。それはまず、高温多湿な日本の気候がこうじ菌などの微生物の生息に合っているんですね。例えば、ヨーロッパの地中海性気候の地域は乾燥しているため、カビはほとんど生えませんが、発酵に役立つ微生物も生息



音声読み上げ  
記事はAIが読み上げます。  
※音声は予告なく終了する場合があります。

できないのです。一方、アジアはおおむね亜熱帯気候で湿度が高く、カビが多く発生し、微生物の活動が活発です。さらに特筆すべきは、日本には発酵力が強いタイプのこうじ菌が存在することです。その代表がコウジカビ(黄麹菌)です。コウジカビは日本の北海道から九州だけに生息し、味噌、醤油、米酢、みりんなどをつくるのに使われています。また沖縄だけに生息する黒いコウジカビ(黒麹菌)は焼酎をつくるのに使われています。そして、発酵は腐敗を防ぐために塩を使いますが、日本は海に囲まれ、塩がとれやすい環境にあります。さらに山、川、畑や田んぼもあり、穀物、野菜、魚など発酵に向く食材も豊富です。発酵に関しては日本は非常に恵まれた国、発酵のパラダイスなんですね。

**発明をしたら世に広めたい  
特許を取得し  
商品化につなげる**

私自身の話に戻りますが、東京農業大学農学部醸造学科で学んだことで、発酵への関心が大きく伸びました。1年生から顕微鏡が一人に1台与えられ、好きな研究ができる環境の中で発明心もこのびとで発揮できました。卒業論文は微生物の発酵エネルギーを使って電気をつくるというもの。最近注目されているバイオマス(化石資源以外の生物に由来する再生可能な有機資源)にもつながる研究を、50年以上前にやっ

ていました。この論文では学長賞をもらいましたね。卒業後も興味の赴くまま、発明を続けてきました。発明をしたらそれを世に広めていきたい、商売としても成り立たせたいですから、特許を取得しました。例えば、エビの殻を揚げ、その香りをラードに移した「エビラード」は製菓会社に特許を譲渡し、エビ風味のスナック菓子などに使われて大ヒットしました。

最近もヒット作がありました。北海道の海産物専門店、佐藤水産株式会社に製法を指導した「鮭醤油」です。この会社は天然鮭にこだわっていて、海から揚がったばかりの鮭を工場解体するのですが、その時に内臓部分を廃棄物処理しなくてはならなかった。もったいないし、廃棄コストもかかります。そこで内臓部分を発酵させて鮭の醤油(魚醬)をつくったのです。料理にこの醤油をさっとかけると、天然の旨みでとても美味しくなるんですよ。

**自分の発明が世の中に出る喜びを  
経営者の皆さんにも  
ぜひ追求していただきたい**

発明は「美味しいものを食べたい」という気持ちが出発点になることが多いですね。あと、幼い頃から人を驚かせるのが好きだったというもあります。私は食べ物や微生物に関する特許を20件以上取得し、実用化されたものもたくさんあります。でも実はそれ以外にも数え切れないほどの発明を試みているんです。

**“医療や環境、エネルギーにも  
発酵技術が活用されている”**

**Takeo Koizumi**

●こいずみ・たけお

1943年福島県生まれ。東京農業大学名誉教授。農学博士。専門は発酵学、醸造学、食文化論。鹿児島大学、琉球大学、福島大学などの客員教授を務める。かたわら、各地の農政アドバイザーとして食にかかわるさまざまな活動を展開。著書は『北海道を味わう』『食いしん坊発明家』『超能力微生物』など単著で150冊近くになる。

しかしその大半は成功せず、挫折感も存分に味わってきました。一番大事なのは続けるか、諦めるのかの見極めですね。これが難しい。行き詰まったら、人に相談してみる事です。自分の知恵だけでなく、専門家の知恵を入れたほうがいい。私の場合は一人で全部やってしまいましたが(笑)。特許を取るためには、特許事務所の先生と仲良くすることも実に大事です。この発明はユニークだからぜひ特許を取ろう、こちらの発明は特許を取っても実用化は難しいだろうからやめておこう、といったアドバイスももらえます。私も特許事務所の先生からいろいろなことを教わりました。

私にとって、発明の楽しさは、食べることのうれしさと同じ。自分の発明が組み込まれた商品が売られ、それを買って食べてみた時、その美味しさに涙が出るほどうれしかったこともあります。経営者の皆さんにも、ぜひそれぞれの分野で新しいものをつくり出し、世の中に広がっていく喜びを追求していただきたいです。そして発酵はいま、さまざまな分野で可能性が広がっています。医薬品の開発にも発酵が利用されていますし、発酵の力を活用したバイオマスエネルギーや、食糧危機を解決する秘策として発酵で代替タンパク質を生成する研究も進んでいます。今後の日本の産業の一つの目玉はバイオで、その中心が発酵でしょう。日本で培われてきた発酵技術、バイオ技術がこれから世界で開花することを期待しています。中小企業の経営者の方々も、ご自身の会社が持つ技術に新たな発明を組み合わせ、開花させていってください。

小泉武夫さんの

**ひらめきの瞬間  
5つの質問**



小泉さんの「ひらめきの瞬間」の詳細を動画でご覧いただけます

**Q アイデアがひらめくのはどんな時ですか？**

私の場合は食べ物にまつわるアイデアがひらめく時ですが、お腹が空いている時。それが一番ですね。アイデアを出すためには、常に空腹であるべきです。

**Q 初対面の人と話す時、何に気を付けていますか？**

目を見て、誠実に話せる人かどうかを判断します。絶対に高飛車には出ません。自分は常に下から話をすることが会話の極意ではないでしょうか。

**Q 重要な決断の基準になるのは？**

信念で判断することです。ただし瞬間的に判断するのではなく、その判断が将来、自分や周りにどんな結果を及ぼすか、ゆっくり考えなければいけないと思います。

**Q オンとオフの切りかえはどうしていますか？**

気分ですね。ただ人間にはソフト(心)とハード(体)の2面があります。重要なのは心でオンオフを切りかえること。体だけオフにしてもだめですね。

**Q 日課は何でしょうか？**

納豆を毎日食べることで粘り強い人生を送っています。「なっとく」ということになります(笑)。ラクですし、美味しいし、体のためにいい。そういう日課がいいですね。

**小泉さんのスペシャル動画をWEB版デジタルブック内で公開中!**

**インタビューテーマ**

**好きなことをして心を発酵させよう**

WEB版限定

各界のスペシャリストに学ぶ 経営のヒント  
WEB限定  
スペシャル動画  
Vol.18  
東京農業大学名誉教授  
小泉武夫 さん

好きなことをして心を発酵させよう

**閲覧方法**

STEP 1 二次元コードを読み込む  
(WEB版デジタルブックへアクセスします)

STEP 2 「ユーザー名」と「パスワード」を入力

ユーザー名  パスワード

STEP 3 誌面の赤く光る箇所をタップ

※デジタルブックの詳細は17ページをご覧ください。 ※動画は予告なく終了する場合があります。



# W・M・ヴォーリーズ

株式会社近江兄弟社

## 社会や人のための奉仕者たれ

ウィリアム・メレル・ヴォーリーズ[1880-1964年]

米国カンザス州レヴンワース生まれ。コロラド・カレッジで学んだ後、米国キリスト教青年会(YMCA)の活動に参加。1905年24歳の時にYMCAから派遣され、滋賀県立商業学校に英語教師として赴任。2年後、学生たちに聖書を教えたことを理由に教職を解かれる。1910年建築設計を事業とするヴォーリーズ合名会社を、1920年輸入販売業の近江セールズ株式会社を設立。1919年38歳で一柳満喜子と結婚し、1941年に日本に帰化。妻の名字を名乗り一柳米来留(ひとつやなぎめり)と改名。戦中は軽井沢で過ごす。天皇家存続のために、マッカーサーと近衛文麿との仲介役を務めたとされる。

### 建築家ヴォーリーズの信念

ヴォーリーズの名を有名にしたのは、「建築家」の肩書きだろう。ヴォーリーズは、もともと建築家を目指していたが、日本でのキリスト教伝道活動のために断念したのだった。そして、英語教師の職を解かれた彼が、最初の事業としたのが建築だった。1910年に設立した「ヴォーリーズ合名会社」には、ヴォーリーズのほかチェーピン、ヴォーゲルと、その後にその夫人となる建築家のホリスター、県立商業学校の教え子らがいた。

ヴォーリーズは、建築家とは「建築主の意をくむ奉仕者」と考え、人の目を引く建築様式にこだわることなく、機能性や温もり、住みやすさを重視した。手掛けた建築物はYMCA、教会、ミッションスクール、外国人住宅など、およそ40年間で1,600にも及ぶ。

ヴォーリーズ合名会社は、後に近江セールズ株式会社と統合。その後、建築設計部門を「ヴォーリーズ建築設計事務所」として独立し、現在の「株式会社一粒社ヴォーリーズ建築事務所」に至っている。



1907年、ヴォーリーズ最初の設計、八幡YMCA会館が完成(現在の滋賀県近江八幡市)

※文中敬称略

「職業は社会奉仕。企業はもうけを社会に還元すべき」という理念のもと、幅広いビジネスを展開したヴォーリーズ。およそ1世紀前の経営者が描いた事業のあり方は、

### ●メンソレータム(現・近江兄弟社メンターム)※が国民的常備薬に

1911年、ヴォーリーズはキリスト教伝道活動を行うために、事業の利益を社会奉仕に投入することを理念とした「近江ミッション」を組織。近江ミッションはキリスト教伝道、建築設計、建築用建具などの輸入販売業、医療、教育などの事業を行った。そして後に著しい成長を遂げた事業が、「メンソレータム」の輸入販売で、それを担った会社が「近江セールズ」(現在の(株)近江兄弟社の前身)だった。米国メンソレータムの創業者ハイドはYMCAの熱心な支援者であり、ヴォーリーズのキリスト教伝道活動の支援をするために、メンソレータムの日本での販売権を彼に与えたのだった。メンソレータムは、日本では当初、得体の知れぬ薬として敬遠されたが、全国の教会の婦人部などの協力を得て効能が知れ渡ると、またたく間に全国の家庭常備薬となった。その人気は輸入では追いつかないほどで、1931年に自社工場を建設して、製造することとなった。



当時のメンソレータム工場(現在の滋賀県近江八幡市)

### ●企業はもうけを社会に還元すべし

ヴォーリーズは、商人にとってのビジネスは社会奉仕の道具であり、良いモノを消費者に提供し、共同利益のための取引には信頼が不可欠と説いた。それは近江商人の「三方良し」と似ている。そして、自らに正当な手数料以上の利益を得ることを固く禁じていた。一方で、正当な報酬を手にすることも譲らなかつた。建築設計の発注者の中には建築費は支払うが設計費を支払わないという者もいたが、ヴォーリーズは現物(土地等)で支払いを求めた例もある。こうして得た利益のほとんどを近江ミッションの活動に充て、キリスト教会館、YMCA、病院、学校、図書館などが設立された。1958年、近江八幡市はヴォーリーズに名誉市民の称号を与える。同市の名誉市民第1号は青い目の近江商人だった。

※1974年、近江兄弟社の業績が悪化し会社整理の申し立てを行っているさなか、米国メンソレータム社は同社との契約を解除。「メンソレータム」の商標はその後、他社に移った。近江兄弟社は設備と技術を生かして再建を図り「メンターム」を販売。

●参考文献/『青い目の近江商人 メレル・ヴォーリーズ』(岩原 侑・文芸社)、『ヴォーリーズ評伝』(奥村直彦・港の人)  
●写真提供/公益財団法人近江兄弟社

# あんしん財団のホームページをご活用ください

便利です!



あんしん財団のホームページでは、会員の皆さま向けに、サービス利用に関するご案内を掲載しているほか各種手続きの申請、提出書類のダウンロードなどが24時間・365日いつでも可能です。ぜひご活用ください。

スマートフォンはこちらから!

## STEP 1 あんしん財団のホームページへアクセス



あんしん財団 検索

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/>

## STEP 2 「会員の皆さま」をクリック!

※「会員の皆さま」にカーソルをあわせた際に文字のみのメニュー画面が表示されます。こちらからも、サービスを選択できます。

## STEP 3 ご利用になりたいサービスを選択

### 主なサービスのご案内

#### 1 広報誌「あんしんLife」WEB版

広報誌「あんしんLife」のデジタルブックをパソコンやスマートフォンから閲覧できます。

#### 2 あんしん財団からのお知らせ

「あんしんLife」最新号に掲載している保険契約や各種補助金に関する最新のご案内を抜粋して掲載しています。

1・2を閲覧する際は  
下記のユーザー名・パスワードの入力が必要です。

ユーザー名	パスワード
anshin	8W25Bst4
	大文字 小文字

#### 3 事業総合傷害保険(ケガの補償) ▶本誌22~26ページ

保険金の請求方法やケガの補償内容に関するご案内を掲載しています。

#### 4 あんしん財団WELBOX ▶本誌4~5、36~37ページ

「あんしん財団WELBOX」のご案内を掲載しています。

#### 5 補助金制度 ▶本誌27~33ページ

申請手続き方法、申請書のご案内などを掲載しています。

#### 6 学ぶ

WEB講習会・セミナーのご案内などを掲載しています。

#### 7 使用者賠償責任保険制度 ▶本誌34~35ページ

使用者賠償責任保険制度の詳細なご案内を掲載しています。

#### 8 変更手続きのご案内 ▶本誌18~21ページ

ご登録情報の変更手続きのご案内などを掲載しています。

#### 9 会費の経理処理、保険金の税務上の処理について ▶本誌21ページ

会費の経理処理や保険金・補助金の税務上の取扱いに関するご案内を掲載しています。



※実際の画面とは異なる場合があります。

# 契約内容セルフチェックシートで 更新後の契約内容をご確認ください

保険契約を更新していただいた会員の皆さまには、更新後の契約内容を記載した『会員証兼保険契約更新証』と更新後の契約内容をご確認いただくための『契約内容セルフチェックシート』をお送りしています。『会員証兼保険契約更新証』に記載された契約者名や被保険者名などに相違がないかを必ずご確認ください。相違がある場合や、変更をご希望される場合は、当法人までご連絡のうえ、変更手続きに必要な届出書のご提出をお願いします。

※『会員証兼保険契約更新証』は、更新日を過ぎてから発送いたします。更新日前には発行できませんのでご了承ください。

## 【契約内容セルフチェックシート 見本】

該当する項目があった場合は、  
チェックシートに記載された連絡先までお電話ください。



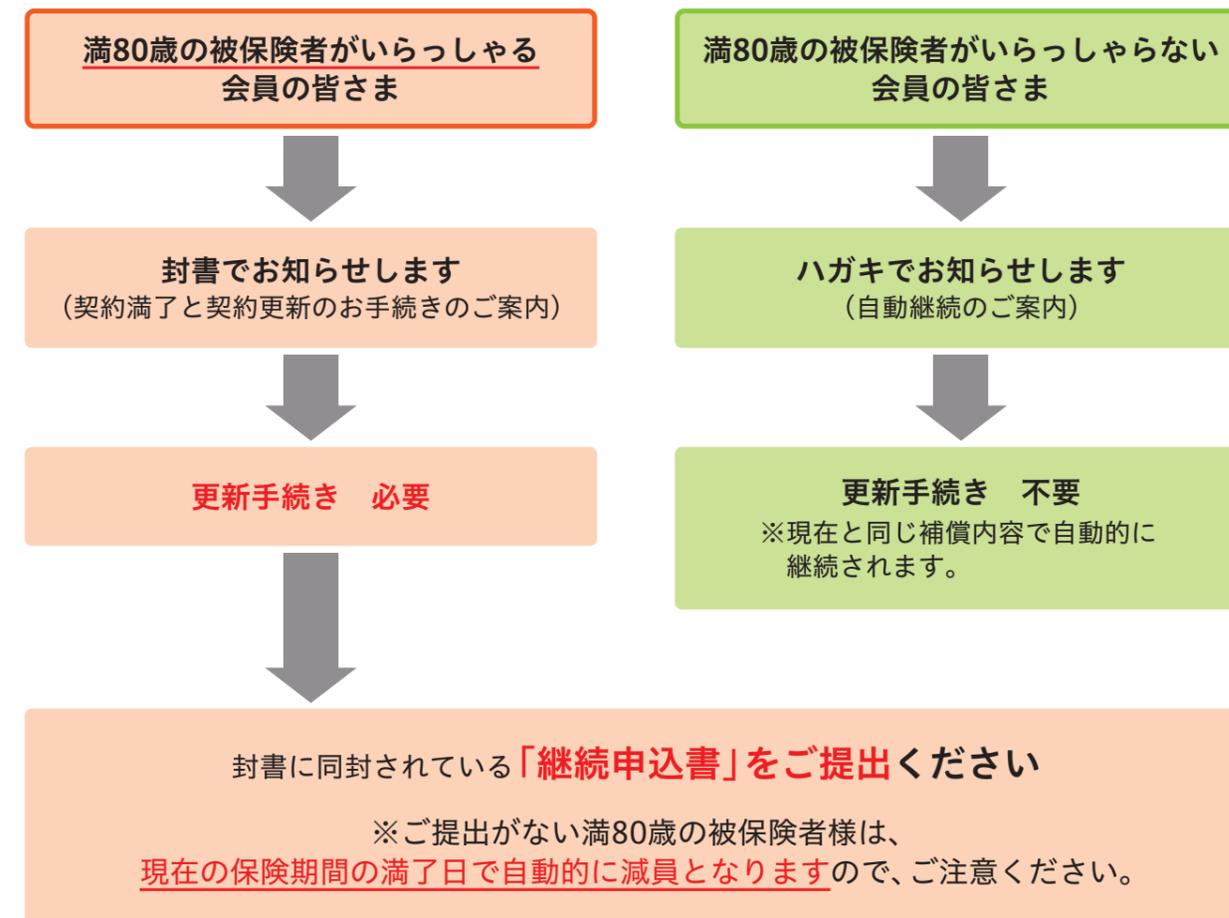
●会員の皆さまにご契約いただいている「事業総合傷害保険」の保険期間は1年間です。

●保険契約の更新を迎えていない会員の皆さまにつきましても、  
本誌20ページをご覧ください、該当する項目がありましたら当法人までお知らせください。

# 満80歳で契約更新日を迎える方には 「継続申込書」のご提出をお願いしています

満80歳で契約更新日を迎える被保険者様は更新後の補償内容が一部変更となるため、加入継続のお手続きが必要です。満期の3か月前に封書で「継続申込書」をお送りしますのでご確認ください。また、「継続申込書」のお手続きには返送期限がございますのでご注意ください。

なお、会員の皆さまにお送りする契約更新のご案内は、満80歳の被保険者様の有無により異なります。



## お手続き方法

- ① 封書に同封の記入例をご参照のうえ、「継続申込書」にご記入・ご捺印ください。
- ② ご記入いただいた「継続申込書」は、返信用封筒にて返送期日までにご提出ください。  
※返送期日は、「継続申込書」のほか、更新手続きのご案内状にも記載しております。

## 減員手続き・契約更新に関する照会

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/>

お電話から 通話料無料 **0120-745-108**

番号のお掛け間違いにご注意ください。  
(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)

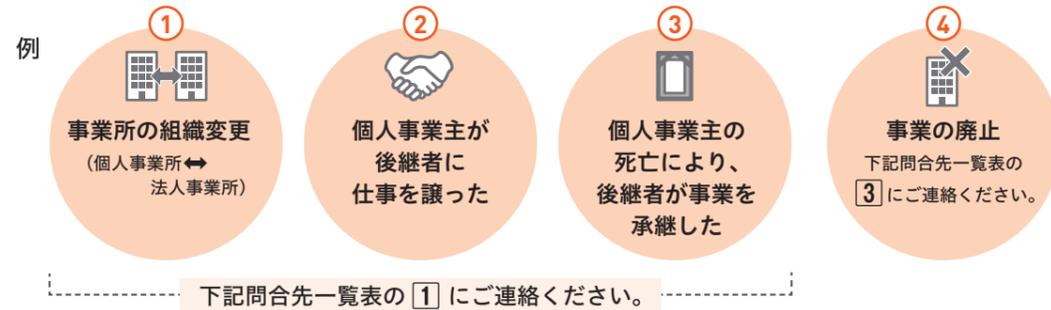


# 契約内容(登録内容)に変更はありませんか?

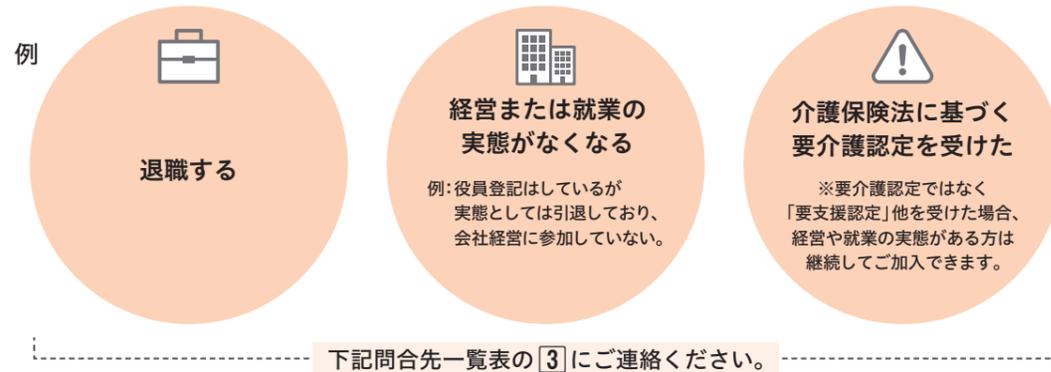
大切なお知らせですのでご注意ください。

1 あんしん財団の会員は中小企業の法人または個人事業主です。次の例に該当される場合は、速やかに当法人までお知らせください。

例 ①～③のような変更がある場合は、契約者変更の手続きが必要です。  
④のように経営または就業の実態がなくなる場合は、退会の届出書をご提出いただく必要があります。



2 被保険者(加入者)は、会員事業所において経営または就業の実態がある方です。次の例に該当されるようになった場合は減員の手続きが必要です。該当後の保険金の請求や補助金の申請はできませんので、速やかに当法人までお知らせください。



## 変更などのご連絡

お電話から	受付内容	お問合せ先 (受付時間 9:00~17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く) 番号のお掛け間違いにご注意ください。
①	・加入申込手続き(未加入従業員の増員など) ・保険契約者(会員)の変更手続き	通話料無料 <b>0120-311-816</b> ☆最寄りの支局につながります。
②	・上記①以外の変更手続き(事業所所在地などの変更) ・会費支払(口座振替)に関する照会	通話料無料 <b>0120-840-849</b>
③	・契約更新や会員証に関する照会 ・退会(解約)や減員の手続き	通話料無料 <b>0120-745-108</b>
WEBから	<a href="https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/">https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/</a>	

# ご希望の方へ 会費領収書を発行いたします

毎月の会費の領収書は通帳記入に代えさせていただいておりますので、発行しておりません。ただし、確定申告用にご入用の方には、払い込みいただいた合計金額(年間)を記載した会費領収書\*を発行いたしますのでご連絡ください。なお、一度お申込みいただきますと、翌年からは自動発行するため、ご連絡は不要です。

※今回お送りする会費領収書は、令和4年中に振り替えた会費の合計金額を記載したものです。昨年発行した方にはご連絡いただくことなく今年もお送りいたします。

受付期間 令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火)

お届け期間 令和4年12月下旬～令和5年2月上旬を予定

## 申込み方法

TEL 0120-840-849 業務部事務管理課

ハガキ 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー  
あんしん財団 業務部事務管理課 宛

ホームページ 「会員の皆さま」→「変更手続きのご案内」→「年間会費領収書の発行」  
<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/>

・領収書発行希望  
・会員番号  
・会員名  
-----  
※ハガキにはこの3項目をご記入ください。

- 領収書は再発行いたしません。
- 会費は、消費税の課税対象外です。
- 生命保険料控除などの所得控除の対象ではありません。
- 会費の経理処理につきましては、下記のお知らせ、およびあんしん財団ホームページの「会員の皆さま」→「会費の経理処理」をご覧ください。

# 会費の経理処理について

## 個人事業所の方は特にご注意ください

会費の経理処理は下記のとおりです(お一人様会費月額2,000円のうち保険料相当額が1,700円となり、残りの300円は災害防止・福利厚生事業等に充てられる金額となります)。

	振替口座	税務上の処理	勘定科目	
法人事業所	法人名義	全額損金	諸会費等	
個人事業所	事業主および事業主と生計を一にする配偶者その他の親族	事業主名義	①保険料相当部分(1,700円)は事業主個人の負担となり経費となりません ②保険料相当部分以外(300円)は必要経費	事業主貸 諸会費等
		事業主名義	全額必要経費	諸会費等

- ◆会費は、全額、生命保険料控除などの所得税法上の所得控除の対象外です。
- ◆会費は、全額、消費税の仕入控除の対象外です(保険料相当部分1,700円は非課税、保険料相当部分以外の300円は不課税)。

## 変更手続き・会費の経理処理について

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/change/>

お電話から 通話料無料 **0120-840-849** 番号のお掛け間違いにご注意ください。  
(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# もしもの事故でも安心！ ケガの補償（事業総合傷害保険）

## 補償の内容

### ■ 保険の趣旨

この保険は「ケガをした被保険者およびその遺族の生活補償」ならびに「保険金受取人である保険契約者が負担する資金等の財源確保」に備えるための保険です。

### ■ 保険契約者・保険金受取人 …… 中小企業の法人または個人事業主

### ■ 被保険者 …… 保険契約者の事業に従事する方で、ご加入されている方

### ■ 保険金の種類・保険金額について

この保険は被保険者が日本国内または国外において、「急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害」に対して、普通保険約款に従い、保険契約者へ保険金をお支払いします。死亡保険金と後遺障害保険金は被保険者の満年齢に応じ次の保険金をお支払いします。入院、通院、往診の保険金日額は、年齢に関係なく一律です。

ケガの補償	死亡したとき (死亡保険金)	満年齢に応じ(注1)	満80歳未満 2,000万円	満80歳以上 1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケガをして、その直接の結果として、事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。</li> <li>同一の事故によりすでにお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金の保険金額からすでにお支払いした金額を控除した残額となります。</li> </ul>
	後遺障害が残ったとき (後遺障害保険金)		満80歳未満 2,000万円 (第1級)	満80歳以上 1,000万円 (第1級)	<ul style="list-style-type: none"> <li>あんしん財団の等級表によります。</li> <li>事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、その程度に応じ、等級区分に従い後遺障害保険金をお支払いします。</li> <li>事故日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する場合は、事故日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき障害の程度を認定し、等級区分に従い後遺障害保険金をお支払いします。</li> <li>保険期間を通じ、第1級の保険金額をもって限度とします。</li> </ul>
	入院したとき (入院保険金)	年齢に関係なく一律	1日につき 6,000円		<ul style="list-style-type: none"> <li>事故日からその日を含めて180日以内に入院した日数(注2)。</li> <li>外泊日は入院保険金の対象となりません。</li> </ul>
	通院したとき (通院保険金)		1日につき 2,000円		<ul style="list-style-type: none"> <li>事故日からその日を含めて180日以内に通院した日数で90日を限度(注2)。</li> <li>実際に治療を受けた日数。</li> </ul>
往診を受けたとき (往診保険金)	1日につき 4,000円		<ul style="list-style-type: none"> <li>事故日からその日を含めて180日以内に医師の往診を受けた日数(注2)。</li> <li>往診とは、医師が自宅に訪問し治療することをいいます。</li> </ul>		

(注1)被保険者の満年齢は、保険責任の開始の日である保険期間の初日(増員の場合は、増員日)の満年齢が適用されます。

(注2)入院は平常の業務または生活ができず医師の指示に基づき入院した期間、通院および往診は平常の業務または生活に支障をきたした期間がお支払いの対象です。

## ケガの補償 3つのポイント

- 1 お仕事中のケガはもちろん日常生活でのケガも補償します
- 2 入院、通院、往診の保険金は、1日目からお支払いします
- 3 交通事故によるケガや海外旅行中のケガも補償します



## ○ 保険金をお支払いできる例

### 交通事故

- 自動車運転中、凍結した路面でスリップして電柱にぶつかり、肋骨を骨折した



### 工作中

- 溶接作業中にズボンに火がつき、左足をやけどした

### 日常生活

- 自宅の台所で料理中、包丁で指を切った

### 交通事故

- バイクで走行中、一時停止無視で飛び出してきた乗用車と衝突し、全身打撲を負った

### 通勤中

- 通勤途中、駅の階段で滑って転倒し、頭を打撲した

### スポーツ

- キャッチボール中にボールを取り損ね、突き指を負った

### 国内/海外

- 旅行中につまずいて転倒し、足首を捻挫した

## ✕ 保険金をお支払いできない例

- 入浴中に脳卒中を発症して倒れ、右半身マヒの障害が残った



### お支払いできない理由

疾病(病気)は、お支払いの対象とはなりません。また疾病が直接の原因で発生したケガも、お支払いの対象とはなりません。あんしん財団の保険は、ケガの保険です。

冬は、寒暖差により疾病(病気)を引き起こすことがあります。お気を付けてください。

- 膝の痛みが引かず病院へ行ったところ、医師に「変形性膝関節症」と診断された

### お支払いできない理由

関節症・腱鞘炎・肩関節周囲炎(いわゆる四十肩・五十肩)・上顎炎(いわゆるテニス肘・ゴルフ肘)などはお支払いの対象となりません。年齢とともに変形して発症する関節症や、繰り返しの動作や使いすぎによる炎症は、ケガに該当しないためです。

- 重い荷物を持ってギックリ腰になった

### お支払いできない理由

腰部のケガは、骨折と打撲のみがお支払いの対象です。ギックリ腰・腰部捻挫・腰椎椎間板ヘルニア・腰椎すべり症・坐骨神経痛などは、その発症の原因にかかわらずお支払いの対象となりません。

詳細は普通保険約款をご覧ください。普通保険約款はあんしん財団ホームページにて確認できます。

## 保険金請求・受付専用窓口

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/compensation/>

お電話から 通話料無料 **0120-611-616**

番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# ケガをしてしまったらお早めに！ 保険金の請求方法



「保険金の請求方法」を動画でご覧いただけます

①  
ご連絡を  
いただく前に

スムーズに保険金お支払い手続きをさせていただくため、以下の内容をご確認のうえ、ケガをした日からその日を含めて30日以内にご連絡ください。

- 会員番号（証券番号）  
※会員番号は、「会員証兼保険証券」または「会員証兼保険契約更新証」でご確認ください。
- ケガをした方の名前
- ケガをした方のお仕事状況
- ケガをした日時（事故発生日時）
- ケガをした時の状況（どこで、どのようにケガをしたのか）
- ケガをした体の部位
- ケガの名前（傷病名、診断名）
- 治療先の医療機関の名前

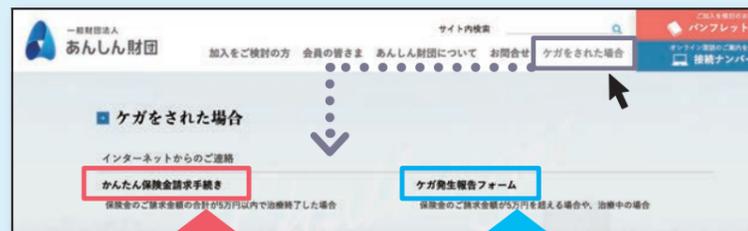
※事故状況やケガの内容などにより、そのほかに追加でお伺いする場合があります。

②  
あんしん財団へ  
ご連絡

ケガの発生報告は、あんしん財団ホームページの専用フォームおよび電話やFAXにて、受付しております。

### ホームページでのご連絡

- あんしん財団トップページから「ケガをされた場合」にカーソルを合わせる



保険金のご請求金額の合計が5万円以内で、治療が終了している方は、「かんたん保険金請求手続き」をご利用いただけます。入力内容をもとに保険金請求書類（PDFファイル）が作成されます。印刷のうえご郵送ください。

保険金請求金額が5万円を超える場合や、治療中の方は、「ケガ発生報告フォーム」をご利用ください。ご記入用の保険金請求書類を郵送いたします。

※ご連絡内容について確認が必要な場合、あんしん財団からお電話をさせていただくことがあります。

### 電話でのご連絡

通話料 無料 **0120-611-616** 受付時間/9:00~17:30  
土・日・祝日および年末年始除く。  
番号のお掛け間違いにご注意ください。

### FAXでのご連絡

**03-5362-2063** 受付時間/24時間365日  
FAX 番号のお間違いにご注意ください。  
専用の「FAX連絡票」に必要事項をご記入のうえ、上記番号までお送りください。  
※FAX連絡票はあんしん財団ホームページ（保険金の請求方法）よりダウンロードできます。

事故報告～保険金請求手続きが一度で完了します！

③  
請求書類の  
ご返送

**あんしん財団より請求書類をお送りします**  
ご連絡をいただいた後に、保険金の請求書類を郵送いたします。必要な書類をお取り揃えのうえ、あんしん財団までご返送ください。  
※請求書類の発送は、ご連絡日の翌営業日以降となることがあります。  
※ホームページ「かんたん保険金請求手続き」をご利用の方は、入力内容をもとに保険金請求書類（PDFファイル）が作成されます。印刷のうえご郵送ください。

### ●入院・通院・往診の保険金のご請求に必要な書類(主なもの)

- ① お客さまにご用意いただく書類
  - 医療機関発行の領収書のコピー ※ない場合は診察券のコピー（両面）。
  - 運転免許証（両面）や操作証明書等のコピー ※運転資格や操作資格が必要な乗用具・機械でのケガの場合。
  - 交通事故証明書 ※交通事故でのケガの場合。コピー可。
- ② あんしん財団所定用紙
  - 保険金請求書 兼 診療状況申告書
  - 診断書（診療証明書） ※保険金請求金額などによっては省略可。
  - 関係先調査同意書
  - 加入資格確認申告書 ※ケガをした方が75歳以上の場合。

● 保険金のご請求金額、事故や治療の内容などにより、必要な書類は異なります。上表以外の書類のご提出をお願いする場合がございます。

**請求書類のご返送に関するお願い**

ケガをした日から180日以内に治療が終了した場合  
↓  
**治療が終了した時点**

ケガをした日から180日を超えて治療している場合  
↓  
**180日を過ぎた時点**

保険金の請求書類は、上記の時点で速やかにお送りください。

※入院・通院・往診の保険金は、ケガをした日から180日以内に治療した日数（通院は180日以内のうち90日分が限度）がお支払いの対象です。

請求書類の確認  
(審査)

ご提出いただいた請求書類を確認（審査）させていただきます。確認（審査）の結果、事実関係・加入資格などの追加確認をしたり、治療の内容などについて医療機関等へ照会したりする場合がありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

④  
保険金のお受取り

保険金のお振込み手続き完了後、支払通知を郵送いたします。保険契約者（中小企業の法人または個人事業主）名義の口座へ保険金をお振込みいたします。

# 「ケガの補償 ご利用の声」のご紹介

ケガの補償をご利用いただいたお客さまに、「事故対応サービスに関するアンケート」にご協力いただいております。多くのメッセージをいただいておりますので、その一部をご紹介します。

## ●お礼、激励のメッセージ



お世話になり、ありがとうございました。事業主にとってはとても良いサービス内容だと思います。



初めて保険金を請求しましたが、受付の方の対応と保険金の支払の早さにたいへん感動しました。

温かいお言葉をいただき、ありがとうございます。お客さまからいただくご利用の声を励みに、引き続きサービス向上に取り組んでまいります。



## ●ご意見、ご要望



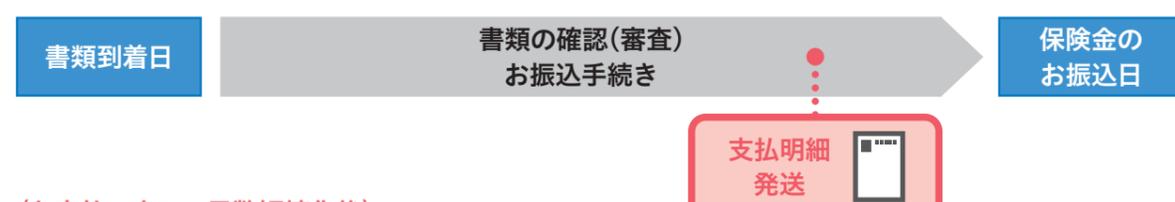
保険金の振込はとても早く満足ですが、支払明細が郵送されてくるのが遅いです。保険金の振込日のタイミングで届けていただきたいです。

大切な保険金のお支払いにあたって、ご心配をおかけしてしまい、失礼いたしました。下記のとおり、システムや手順を効率化することで、以前よりお支払いまでの日数を短縮することができました。その一方で、支払明細の発送が、保険金のお振込日と同じタイミングになりますことをご了承ください。ご要望につきましては、今後の改善のための参考にさせていただきます。貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。



## 保険金お支払いまでの流れ

### 〈お支払いまでの日数短縮化前〉



### 〈お支払いまでの日数短縮化後〉



保険金のお支払い確定後、お支払明細とともに「事故対応サービスに関するアンケート」をハガキでお送りしております。ご利用の声は担当者一同の励みになっております。ぜひともアンケートにご協力ください。

いただいた回答内容および個人情報につきましては、当法人の個人情報保護方針および利用目的に基づき適切に管理します。個人情報の取扱いの詳細は、当法人ホームページの「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

# 職場の環境改善のための補助金制度 年度末申請の締切りについて

## 補助金の2022年度分の申請は 2023年3月31日(金)書類受付分までです



職場の環境改善のための補助金制度には、年度毎にご利用いただける補助限度額の枠があります。2022年度枠の扱いは、当該申請書が2023年3月31日(金)受付分までとなります。下記をご参照ください。なお、年度末は申請が集中し、お支払いに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

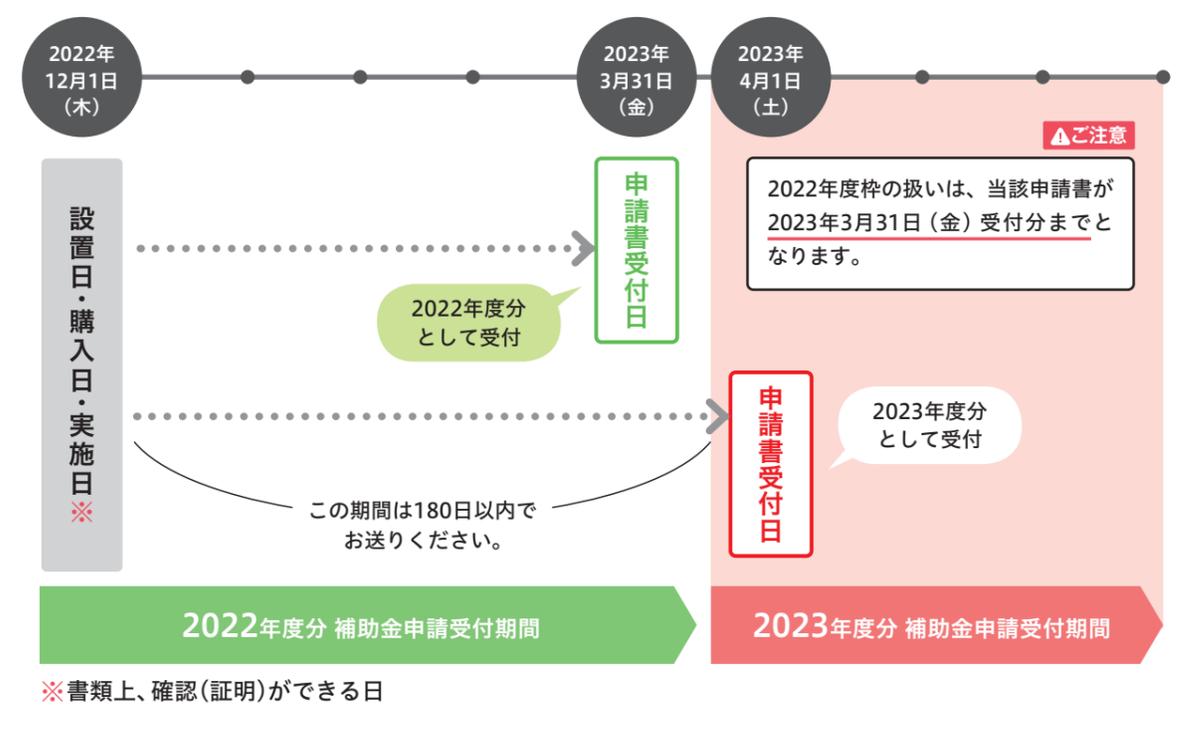
事由発生日	申請書受付日	所属年度
補助事由発生日(設備の設置日、購入日あるいは実施日)の翌日から180日以内のもの	2023年3月31日まで	2022年度
	2023年4月1日以降	2023年度

### 【ご注意ください】

・申請期限は、補助事由発生日(設備の設置日、購入日あるいは実施日)の翌日から起算して180日以内です。郵便事情によって日数を要することがありますので、申請書は余裕を持ってご発送ください。

### 申請例

! 2022年12月1日(木)は一例です。2023年1月、2月、3月中の購入の場合もあてはまります。



### 職場の環境改善のための補助金申請窓口

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** お手続き番号 **1**

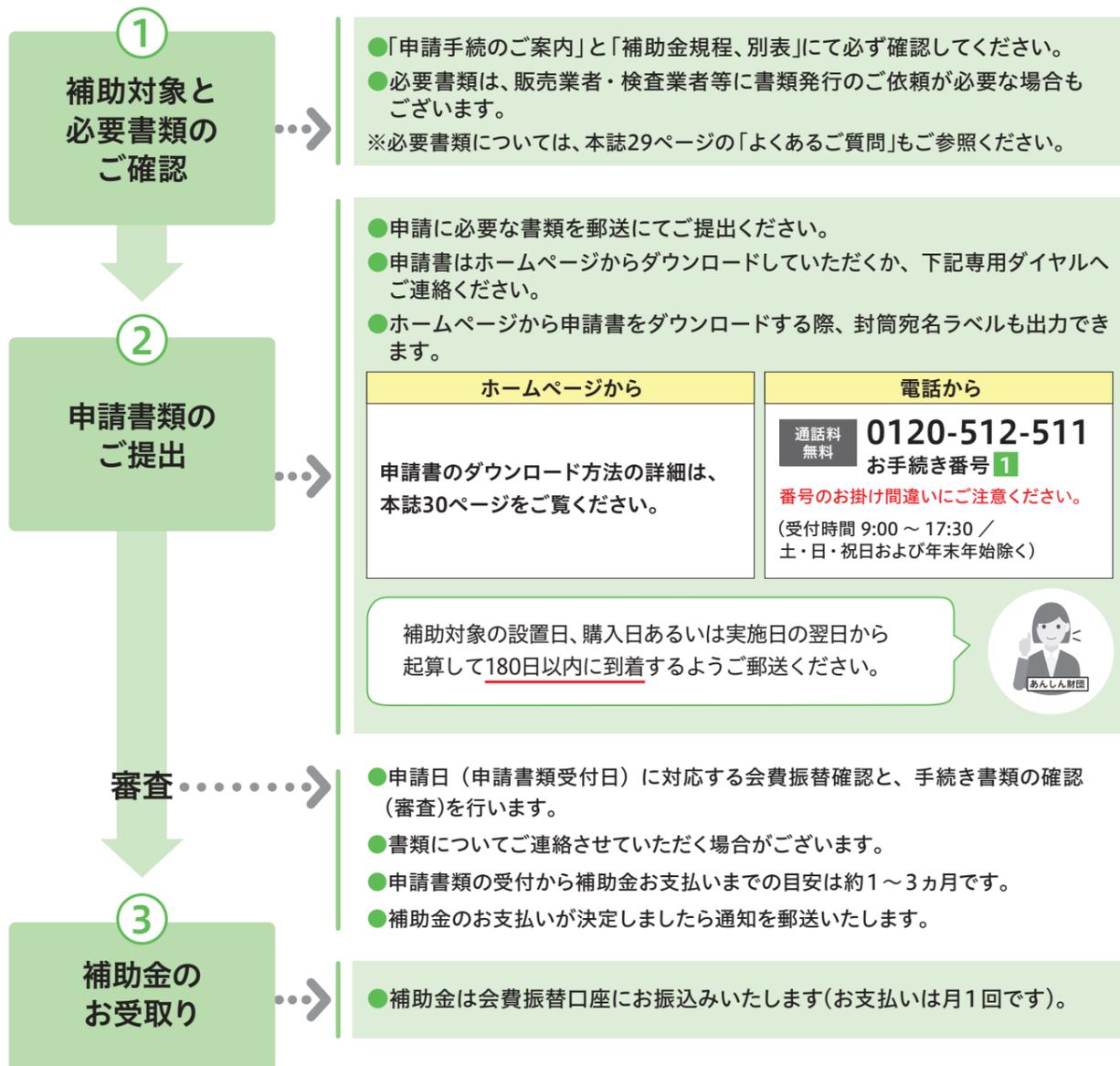
番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 職場の環境改善のための補助金制度 申請手続きについて

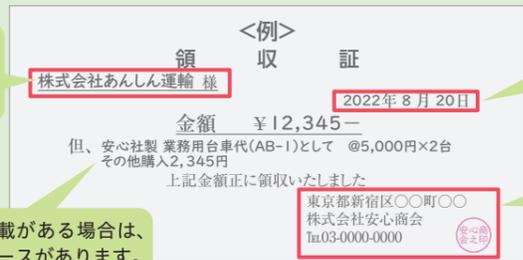
スムーズに補助金のお支払い手続きをさせていただくためのご案内です。

## 申請手続きの流れ



### 領収書記載例 必須項目：(1)宛名(支払者名)、(2)支払日(領収日)、(3)販売業者・検査業者(領収者)名

(1)宛名欄に、会員登録が法人の場合は法人名、個人の場合は屋号または代表者(フルネーム)が宛名として記載されている。



(2)支払日(領収日)の記載がある。

(3)領収者として、販売業者や検査業者等の名称の記載と押印がある。

※但書きに、明細と同等の記載がある場合は、明細書の写が不要となるケースがあります。

## 必要書類に関する「よくあるご質問」を紹介します

### 添付書類について

- 1 補助金の申請にはどのような書類が必要ですか？**  
「各補助金の申請書」、「領収書の写」、「明細書(請求書や納品書等)の写」の3点が必要です。そのほか、申請する補助金の種類により添付が必要な書類がございます。詳しくは「申請手続きのご案内」にてご確認ください。
- 2 「領収書の写」は、対象設備購入時に販売店でもらった「レシート」でもよいですか？**  
「宛名欄」があり、「宛名(支払者=登録会員名)」の記載があれば、「領収書の写」としてご申請が可能です。  
**⚠️「宛名欄」のないレシートでは「領収書の写」となりません。**  
※なお、「宛名欄」があっても「宛名(支払者=登録会員名)」の記載がない場合は、販売店での追記依頼等のご対応をお願いする場合がございますので、ご注意ください。
- 3 「明細書の写」が用意できません。**  
明細書の写は必ず必要となります。ただし、領収書の但書に明細と同等の記載<sup>(注1)</sup>がある場合(本誌28ページ「領収書記載例」参照)は、明細書の写が不要となるケースがありますのでお問合せください。  
(注1)明細と同等の記載…メーカー名・商品名(型番・品番)・単価・個数  
または受診日・受診項目・単価・人数
- 4 「明細書の写」として提出予定の請求書は、補助金の申請と関係のない請求分ページも必要ですか？**  
「明細書(請求書や納品書等)の写」は、領収書と金額が一致しているものが必須です。  
今回の補助金申請と関係のない請求分が含まれるページがある場合でも、すべてのページの写をご提出ください。  
※切る、貼る、折るなどの加工はしないでください。  
※多ページにわたる場合は「販売(設置)証明書」のご利用をご検討ください(下記5参照)。  
(ホームページの「9つの補助金」画面からダウンロードいただけます。)
- 5 「販売(設置)証明書」は必ず必要ですか？**  
販売(設置)証明書が必要になるのは下記の場合のみです。  
・明細書がないとき  
(領収書に明細書と同等の記載<sup>(注1)</sup>がある場合は不要です(本誌28ページ「領収書記載例」参照))  
・明細書が多ページにわたる場合で、明細書の代用とするとき(上記4参照)  
・明細書に品名や品番がなく、購入品が補助対象設備であるか否かが判断できないとき  
**⚠️ ご注意ください**  
●販売(設置)証明書は、販売業者や施工業者の方にご記入いただく書類です(申請者(会員)が記入した場合は無効です)。  
●販売(設置)証明書は、領収書の代用にはなりません。

### インターネットショッピングをご利用の場合

**6 WEB発行の領収書で申請できますか？(お客様ご自身で「宛名」を記入するタイプの領収書)**  
補助金の申請には、原則、販売店が発行した領収書が必要です。ただし、下記に該当する場合はショッピングサイト(WEB)から出力した領収書でもご申請が可能になります。

申請可能な場合	
法人事業所	支払者(請求先)やクレジットカードの名義(引落口座が法人)に会員法人事業所名が印字されている場合
個人事業所	支払者(請求先)やクレジットカードの名義に代表者ご本人様のお名前が印字されている場合

**⚠️ 注文者名(アカウント名)は、法人の場合は法人名、個人事業所の場合は代表者名のもの対象になり、それ以外は原則対象になりません。**

### 職場の環境改善のための補助金申請方法

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/application/>

お電話から 通話料 無料 0120-512-511 お手続き番号 1

番号のお掛け間違いにご注意ください。  
(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 職場の環境改善のための補助金制度 申請書のダウンロード方法

職場の環境改善のための補助金制度の申請書は以下の方法でダウンロードできます。

- 1 あんしん財団ホームページのトップページ「会員の皆さま」にカーソルを合わせ、「補助金制度」をクリック。
- 2 職場の環境改善のための補助金「申請書印刷はこちらから」をクリック。
- 3 ご利用になる補助金それぞれの「申請手続きのご案内」「補助金規程、別表（一部抜粋）」をクリックし、内容を必ず確認後、「申請書・封筒宛名ラベル」をクリック。
- 4 記載項目を確認し、「上記を確認しました※□はい」にチェックを入れ、「次へ」をクリック。「申請書・封筒宛名ラベル(PDFフォーム)」をクリックし、補助金申請書が表示されたら、直接、必要事項を入力する。入力完了後、印刷して代表印を押印し、必要書類と一緒に郵送。  
※必要書類については本誌29ページもご参照ください。



※実際の画面とは異なる場合があります。

●各種申請書につきましては、あんしん財団ホームページのトップページ「お問合せ」からもダウンロードが可能です。こちらもご活用ください。

職場の環境改善のための補助金申請窓口

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** お手続き番号 **1** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 健康管理のための補助金制度 定期健康診断補助金制度終了のお知らせ

## 2024年3月31日の受診分をもって終了します

福利厚生事業(お客様サービス事業)の一環として会員の皆さまに提供しております「健康管理のための補助金制度」のうち、定期健康診断受診に対する補助金制度については、**2024年3月31日の受診分をもって終了**することといたしました。本制度は、「労働安全衛生規則第43条および第44条に定められた『定期健康診断』受診の普及・促進」を目的として2003年4月から実施してまいりましたが、現在では受診率も高まり、制度の目的である「受診の普及・促進」の役割は終えたという状況を踏まえ、今般終了するに至りました。何とぞご理解いただきますようお願いいたします。なお、人間ドック受診に対する補助金制度は今後も継続してまいります。

健康管理のための補助金制度	
定期健康診断 補助金制度	人間ドック 補助金制度
2024年3月31日までの受診分が補助の対象となります。	現行と変更ありません。
受診日が2024年4月1日以降の場合は対象とはなりません。※	

※2024年3月31日までの受診であれば、あんしん財団の補助金申請書類の受付(受領)が2024年4月1日以降であっても、審査のうえ補助金をお支払いします。ただし、受診日の翌日から起算して180日以内にあんしん財団が申請書類を受付(受領)することが必要となりますのでご注意ください。

## 2024年4月スタート!! 健康管理に関する新しい福利厚生サービスの提供開始について

あんしん財団では、**2024年4月**から、中小企業にとって重要性が高まりつつある『従業員の健康管理』に関する新サービスの提供を開始します。このサービスは、会員事業所の従業員の皆さまご自身で健康情報管理・目標設定・行動記録のPDCAサイクルをまとめて行えるWEB・アプリサービスです(加入者限定のサービスとなります)。

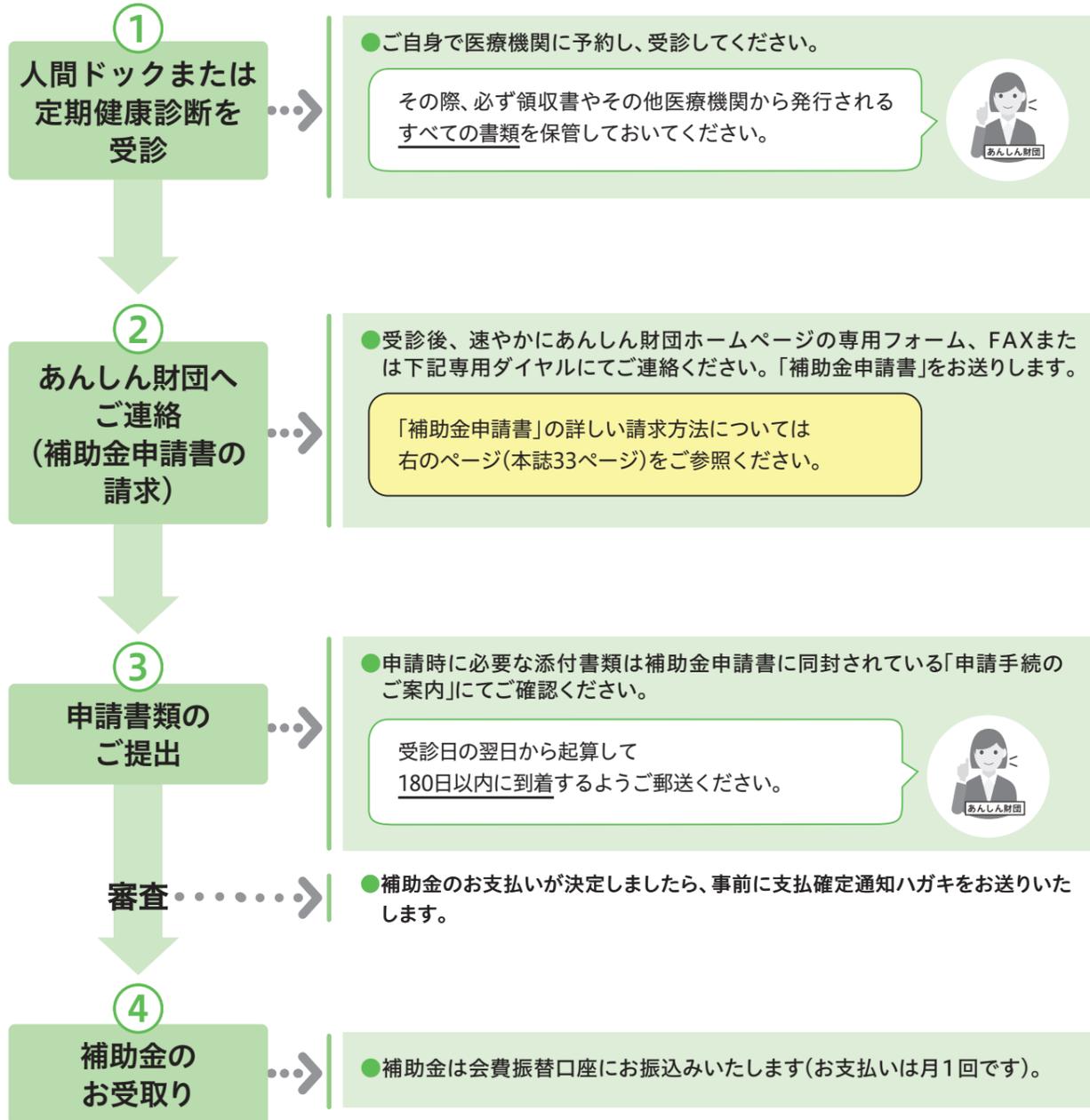


お持ちのパソコンやスマートフォンで、楽しみながら健康活動を継続できるサービスメニューを開発中です。サービス内容は詳細が決定次第、皆さまにお知らせいたします。ぜひご期待ください!!

# 健康管理のための補助金制度 申請手続きについて

スムーズに補助金のお支払い手続きをさせていただくためのご案内です。

## 申請手続きの流れ



### 人間ドック・定期健康診断補助金申請方法

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** 手続き番号 **2** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 健康管理のための補助金制度 ホームページからの申請書の請求方法

●人間ドック補助金

●定期健康診断補助金

あんしん財団ホームページの「補助金申請書依頼フォーム」より、人間ドック・定期健康診断の補助金申請書を請求できます。

送信された内容をもとに、あんしん財団から補助金申請書を送付いたします。

※「補助金申請書依頼フォーム」のご利用にあたり、会員番号の入力と補助金規程の確認が必要です。  
会員番号は会員証兼保険証券または会員証兼保険契約更新証でご確認ください。

健康管理のための補助金制度の申請書は下記の方法で請求できます

① あんしん財団ホームページのトップページから「お問合せ」を選択。



② 健康管理のための補助金「人間ドック補助金申請書依頼フォーム」または「定期健康診断補助金申請書依頼フォーム」を選択。



③ 申請種別を選び、「健康管理のための補助金規程を読む」を選択し、内容を確認。「上記を確認しました」にチェックを入れ、会員番号を入力し「送信」を選択。



※実際の画面とは異なる場合があります。

④ 依頼票の必要事項を入力の上、送信。

FAXでも申請書を請求できます

**03-5362-2066**

受付時間/24時間365日  
FAX番号のお間違いにご注意ください。

「会員の皆さま」→「補助金制度」→「人間ドック補助金」または「定期健康診断補助金」→「FAX連絡票ダウンロード」を印刷し、必要事項を記入してFAXを送信。

### 人間ドック・定期健康診断補助金申請方法

WEBから <https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/#list02>

お電話から 通話料無料 **0120-512-511** 手続き番号 **2** 番号のお掛け間違いにご注意ください。(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)



# 使用者賠償責任保険制度

## 2023年4月1日改定のご案内

福利厚生事業として会員の皆さまに提供しております使用者賠償責任保険制度<sup>(※)</sup>について、2023年4月1日以降に発生した事故から、下記のとおり制度内容の改定をすることといたしました。

※一般財団法人あんしん財団が契約者となり、三井住友海上火災保険株式会社が引受する保険契約です。会員の皆さまの保険料負担はありません。

### I 免責事項（保険金が支払われない場合）の追加

「保険金が支払われない場合」として、下記内容を追加します。

◆法令に定められた資格を持たない<sup>(※)</sup>で、下記の運転をしている間に被用者が被った身体の障害については、保険金は支払われません。

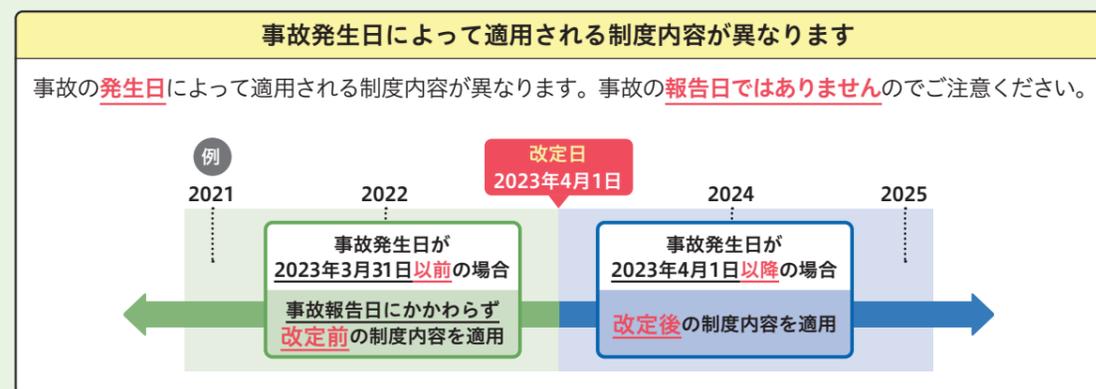
※「法令に定められた資格を持たない」とは、「無免許」または「必要な技能講習の未受講」をいいます。

- ① つり上げ荷重5t以上のクレーン、デリックの運転（免許が必要）
- ② つり上げ荷重1t以上の移動式クレーンの運転（免許が必要、小型の場合は技能講習が必要）
- ③ 最大荷重1t以上のフォークリフト、フォークローダー、ショベルローダーの運転（技能講習が必要）

### II 「他保険等優先払」特約の追加

◆支払責任が同じ他の保険契約等<sup>(※)</sup>がある場合には、まず他の保険契約等から保険金が支払われ、損害額が他の保険契約の限度額を超えた場合に、超えた分が当保険制度から支払われます。

※「他の保険契約等」とは、あんしん財団の会員企業が保険料（掛け金）を負担している契約のことをいいます。



- Q 事故発生日によって支払われる金額は変わりますか  
A 支払われる金額の総額は変わりません。ただし、事故の発生日が2023年4月1日以降の場合、他保険契約の保険金から優先的に支払われます。
- Q 他社との保険契約がある場合は保険金の支払いはどうなりますか  
A 例えば損害額が3億円、他保険の保険金額の上限が2億円の場合、他保険から2億円が支払われ、残りの1億円は当保険制度から支払われます。（他保険から優先的に支払われます）
- Q 他社との保険契約がない場合は保険金の支払いはどうなりますか  
A 当保険制度から支払われます。  
（支払限度額：1加入者あたり3億円／1事故あたり10億円）

## 使用者賠償責任保険制度

お工作中的ケガ、うつ病による自殺や過労死などの労災事故で、従業員など（加入者に限りません）からの訴訟などにより、会員企業やその役員が法律上の賠償責任を負った場合の賠償金・弁護士費用などが支払われる制度です。

支払限度額 (1会員事業所単位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1加入者あたり 3億円</li> <li>● 1事故あたり 10億円</li> </ul>
制度の仕組み	<p>あんしん財団を保険契約者、会員企業およびその役員を被保険者とする損害保険会社の使用者賠償責任保険をあんしん財団の会員制度に自動付帯した保険制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たな加入手続きや会費の追加負担はありません。</li> </ul>
制度の概要	<p>従業員などの加入者（当法人の加入者）が業務上の災害などにより被った身体の障害について、会員企業およびその役員が訴訟などにより法律上の賠償責任を負った場合に、賠償保険金・弁護士費用などの費用保険金が会員に支払われます。</p>
支払われる保険金の種類	<p>(1) 賠償保険金：損害賠償責任額から労災保険法、自賠責保険（共済）、あんしん財団および法定外補償規定等から給付されるべき金額を控除した額</p> <p>(2) 費用保険金：弁護士報酬を含む訴訟・示談交渉等に要した費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 訴訟費用・弁護士費用などは、事前に引受保険会社の同意を得て支出したものをいいます。</li> </ul>
保険金が支払われない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者やその事業場責任者の故意</li> <li>● 戦争・内乱、核燃料等による災害</li> <li>● 風土病、職業性疾病（脳・心疾患、精神疾患、熱中症を除きます）</li> <li>● 会員が個人事業主の場合の、被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体障害に対する賠償責任</li> <li>● 会員と加入者（当法人の加入者）との間に損害賠償に関する契約や規定等がある場合は、その契約、規定等がなければ会員が負担することがない損害賠償金または費用</li> <li>● 加入者（当法人の加入者）ではない者が被った身体障害に対する賠償責任</li> </ul> <p>◆ 2023年4月1日以降に発生した事故から下記免責が新たに追加されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令に定められた資格を持たない<sup>(※)</sup>で、下記の運転をしている間に被用者が被った身体の障害</li> <li>1. つり上げ荷重5t以上のクレーン、デリック</li> <li>2. つり上げ荷重1t以上の移動式クレーン</li> <li>3. 最大荷重1t以上のフォークリフト、フォークローダー、ショベルローダー</li> <li>※「法令に定められた資格を持たない」とは、「無免許」または「必要な技能講習の未受講」をいいます。</li> </ul>
「他保険等優先払」特約	<p>◆ 2023年4月1日以降に発生した事故からこの特約が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支払責任が同じ他の保険契約等<sup>(※)</sup>がある場合には、まず他の保険契約等から保険金が支払われ、損害額が他の保険契約の限度額を超えた場合に、超えた分が当保険制度から支払われます。</li> <li>※「他の保険契約等」とは、あんしん財団の会員企業が保険料（掛け金）を負担している契約のことをいいます。</li> </ul>
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社

#### 使用者賠償責任保険制度に関する詳細・お問合せ

WEBから [https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/el\\_shiyosha/](https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/subsidy/el_shiyosha/)

あんしん財団 団体保険制度部

お電話から 通話料無料 **0120-918-235**

番号のお掛け間違いにご注意ください。  
(受付時間 9:00 ~ 17:30 / 土・日・祝日および年末年始除く)





# あんしん財団 WELBOX

## 登録方法

ウェルボックス

「あんしん財団WELBOX」のサービス内容は5ページをご覧ください。



### STEP 1 あんしん財団ホームページから登録ページへアクセス

■「あんしん財団WELBOX」のページへアクセス  
(<https://www.anshin-zaidan.or.jp/member/anshinzaidan-welbox/>)

あんしん財団WELBOX 検索

スマートフォン  
タブレットは  
こちらから

■「はじめての方はこちらから」をクリック。

■「はじめての方」の画面であんしん財団会員番号と仮パスワードを入力します。

あんしん財団  
会員番号(数字8桁)  
を入れてください

仮パスワードは  
「aw2018」  
と入れてください

### STEP 2 お客様情報入力

下記の各ページで、確認・入力作業を行ってください。

- 1 利用規約の確認  
内容を確認し、お客様情報の入力画面へ移動します。
- 2 会員登録  
お客様情報を入力します。

入力項目  
パスワードの設定、秘密の質問、氏名、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、あんしん財団被保険者番号(数字3桁)、会員事業所名

- 3 入力画面のご確認  
内容を確認し、登録します。
- 4 メールを受信  
登録したメールアドレスに最終登録手続きメールが届きますので、受信メールを確認します。

### STEP 3 メール受信・最終手続き

登録したメールアドレスに届いたメール本文に、「WELBOX会員番号」が記載されていますので、必ず控えてください。

メールに記載がある最終登録手続きページのURLへ24時間以内にアクセスし、「最終登録手続き」を行い、登録完了となります。

「WELBOX会員番号」は必ず控えておきましょう

最終登録手続きページのURLへ24時間以内にアクセスしてください

ここをクリックして登録完了

※各画面はイメージです。実際とは異なる場合があります。

check 事前にご確認ください

「あんしん財団WELBOX」のご登録には

- ① あんしん財団会員番号(数字8桁)
- ② あんしん財団被保険者番号(数字3桁)

が必要です

「会員証兼保険証券」または「会員証兼保険契約更新証」に記載されています

あんしん財団  
被保険者番号  
(数字3桁)  
はこちら

あんしん財団  
会員番号  
(数字8桁)  
はこちら

詳しい登録方法は「サービスガイド」をご覧ください！

パソコンで見ると  
あんしん財団ホームページの「あんしん財団WELBOX」ページ内にある「会員限定情報」からダウンロードできます。

電話で取り寄せると  
あんしん財団お客様サービス事業部にお問合せください。サービスガイドを郵送いたします。

「あんしん財団WELBOX」に関するお問合せ

WELBOXに初めてご登録される方  
あんしん財団の会員番号・被保険者番号・保険契約・登録方法などについてのお問合せ先

あんしん財団お客様サービス事業部  
通話料 無料 0120-157-182  
平日9:00~17:30(土・日・祝日および年末年始除く)  
※時間帯・曜日によって混み合うことがあります。その場合は時間をおいてお掛け直してください。  
※情勢により営業時間を変更する場合がございます。

WELBOX会員登録がお済みの方  
利用方法・サービス内容についてのお問合せ先  
※お電話の前にWELBOX会員番号を必ずご確認ください。

WELBOXセンター  
通話料 無料 0120-964-545  
全日10:00~21:00(年末年始除く)

厚生労働省  
からの  
お知らせ①

## 「業務改善助成金」のご案内

令和4年度の申請締切は、**令和5年1月31日**です

※助成金は予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

### 業務改善助成金(通常コース)

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

ご案内リーフレットを  
ご覧いただけます



### 業務改善助成金(特例コース)

令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金(事業場で最も低い賃金)を30円以上引き上げた中小企業・小規模事業者が生産性向上に向けた取組みを行う場合に、その費用の一部を助成します。

特例コースでは、業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上に資する設備投資等を行う取組みに関連する費用として業務改善計画に計上された経費(関連する経費)も助成対象となります。

ご案内リーフレットを  
ご覧いただけます



お問合せ

業務改善助成金についての詳細は、下記のコールセンターまでお問合せください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号: **0120-366-440** (受付時間 平日8:30 ~ 17:15)

その他詳細は厚生労働省  
ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金 検索



※リンク先等は予告なく変更となる場合があります。

あんしん財団では「業務改善助成金」および「地域別最低賃金額」についてのお問合せはお受けしておりませんので  
ご注意ください。

厚生労働省  
からの  
お知らせ②

## 地域別最低賃金額が改定されました

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。したがって、最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。

### 令和4年(2022年)度 地域別最低賃金 改定状況

#### 地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

都道府県名	改定額(円)※1	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	920 ( 889)	31	2022年10月2日
青森	853 ( 822)	31	2022年10月5日
岩手	854 ( 821)	33	2022年10月20日
宮城	883 ( 853)	30	2022年10月1日
秋田	853 ( 822)	31	2022年10月1日
山形	854 ( 822)	32	2022年10月6日
福島	858 ( 828)	30	2022年10月6日
茨城	911 ( 879)	32	2022年10月1日
栃木	913 ( 882)	31	2022年10月1日
群馬	895 ( 865)	30	2022年10月8日
埼玉	987 ( 956)	31	2022年10月1日
千葉	984 ( 953)	31	2022年10月1日
東京	1,072 (1,041)	31	2022年10月1日
神奈川	1,071 (1,040)	31	2022年10月1日
新潟	890 ( 859)	31	2022年10月1日
富山	908 ( 877)	31	2022年10月1日
石川	891 ( 861)	30	2022年10月8日
福井	888 ( 858)	30	2022年10月2日
山梨	898 ( 866)	32	2022年10月20日
長野	908 ( 877)	31	2022年10月1日
岐阜	910 ( 880)	30	2022年10月1日
静岡	944 ( 913)	31	2022年10月5日
愛知	986 ( 955)	31	2022年10月1日
三重	933 ( 902)	31	2022年10月1日

都道府県名	改定額(円)※1	引上げ額(円)	発効年月日
滋賀	927 ( 896)	31	2022年10月6日
京都	968 ( 937)	31	2022年10月9日
大阪	1,023 ( 992)	31	2022年10月1日
兵庫	960 ( 928)	32	2022年10月1日
奈良	896 ( 866)	30	2022年10月1日
和歌山	889 ( 859)	30	2022年10月1日
鳥取	854 ( 821)	33	2022年10月6日
島根	857 ( 824)	33	2022年10月5日
岡山	892 ( 862)	30	2022年10月1日
広島	930 ( 899)	31	2022年10月1日
山口	888 ( 857)	31	2022年10月13日
徳島	855 ( 824)	31	2022年10月6日
香川	878 ( 848)	30	2022年10月1日
愛媛	853 ( 821)	32	2022年10月5日
高知	853 ( 820)	33	2022年10月9日
福岡	900 ( 870)	30	2022年10月8日
佐賀	853 ( 821)	32	2022年10月2日
長崎	853 ( 821)	32	2022年10月8日
熊本	853 ( 821)	32	2022年10月1日
大分	854 ( 822)	32	2022年10月5日
宮崎	853 ( 821)	32	2022年10月6日
鹿児島	853 ( 821)	32	2022年10月6日
沖縄	853 ( 820)	33	2022年10月6日

※1 ( )内の数字は改定前の地域別最低賃金額

### 編集後記

今月の特集記事Focus(フォーカス)では中小企業の「プレゼンティーズム対策」を取り上げました。プレゼンティーズムとは、従業員が何らかの疾患や症状を抱え体調不良のまま働いている状態を指します。体調が良い時と比べ、不調時の作業効率は10～30%減少するといわれ、中小企業にとっては大きな損失となります。本誌ではプレゼンティーズム減少に向けた取組みのポイントを紹介しておりますのでぜひご覧ください。本年も広報誌「あんしんLife」をお読みいただきありがとうございます。来年も引き続きよろしく願いいたします。良いお年をお迎えください。(K)

### 次号予告 | 2023年1月号

※12月下旬発行予定です。  
※内容は変更になる場合があります。

#### 財団TOPICS

「ありがとう」感謝の心を、未来へつなぐ。  
第9回子ども作文コンクール表彰式を開催しました  
当法人が共催することも作文コンクール。全国から寄せられた約2万作品の中から選ばれた受賞作品の一部や表彰式の様子をご紹介します。

#### 日本遺産を巡る

いたみもろはく きいっぼん  
「伊丹諸白」と「灘の生一本」  
～下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷～  
兵庫県伊丹市・尼崎市・西宮市・芦屋市・神戸市にまたがる「灘五郷」。清酒発祥の地から灘の酒造業を日本一に育てた酒造家たちの活躍に迫ります。

# あんしん財団 お問い合わせ先

お電話をいただく際は番号のお掛け間違いにご注意ください。

また、お問合せをいただく前に、下記のいずれかをご用意ください。お問合せには会員番号が必要です。

会員証兼保険証券

または

会員証兼保険契約更新証

受付時間

9:00～17:30 (土・日・祝日および年末年始除く)

あんしん財団は2022年(令和4年)12月29日(木)から2023年(令和5年)1月4日(水)まで年末年始休業となります。ご了承ください。



万一ケガをされた場合の  
保険金の請求・受付

24時間  
いつでも

インターネットでのご連絡

あんしん財団 ケガ

検索



安全衛生設備等設置、  
健康診断受診等の  
補助金の申請

各種補助金申請専用ダイヤル

通話料  
無料

0120-512-511

保険金請求・受付専用ダイヤル

通話料  
無料

0120-611-616

受付内容

- ケガによる死亡、後遺障害保険金の請求
- ケガによる入院、通院、往診保険金の請求
- 保険金請求手続きに関するお問合せ

お手続き番号	受付内容
1	職場の環境改善のための各種補助金 (安全衛生設備等設置等)
2	人間ドック・定期健康診断補助金 ホームヘルパー等資格取得補助金



契約内容の変更や退会等の手続き

	受付内容	お問合せ先
1	<ul style="list-style-type: none"><li>●加入申込手続き(未加入従業員の増員など)</li><li>●保険契約者(会員)の変更手続き</li></ul>	通話料 無料 <b>0120-311-816</b> ☆最寄りの支局につながります。
2	<ul style="list-style-type: none"><li>●上記1以外の変更手続き(事業所所在地などの変更)</li><li>●会費支払(口座振替)に関する照会</li></ul>	通話料 無料 <b>0120-840-849</b>
3	<ul style="list-style-type: none"><li>●契約更新や会員証に関する照会</li><li>●退会(解約)・減員の手続き</li></ul>	通話料 無料 <b>0120-745-108</b>

広報誌「あんしんLife」、ホームページについて TEL.03-5362-2323 (受付時間9:00～17:30/土・日・祝日および年末年始除く)

一般財団法人あんしん財団

本部: 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー

<https://www.anshin-zaidan.or.jp/>